

教育厚生委員会会議録

日時 平成22年10月4日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後3時48分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 山下 政樹
副委員長 白壁 賢一
委員 中村 正則 内田 健 保延 実 望月 勝
木村 富貴子 仁ノ平 尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 須田 清 教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀
次長 八木 正敏 総務課長 広瀬 正三 福利給与課長 古屋 成和
学校施設課長 望月 和俊 義務教育課長 堀之内 睦男 高校教育課長 奥田 正直
新しい学校づくり推進室長 秋山 孝 社会教育課長 上笹 純夫
新図書館建設室長 篠原 昭彦 スポーツ健康課長 相原 繁博
学術文化財課長 一瀬 文昭

福祉保健部長 古屋 博敏 福祉保健部次長 三枝 幹男
福祉保健部次長 河野 義彦 福祉保健部技監 水谷 均
福祉保健総務課長 篠原 道雄 監査指導室長 遠藤 晋 長寿社会課長 桐原 篤
国保援護課長 中澤 卓夫 児童家庭課長 横森 梨枝子 障害福祉課長 鈴木 治喜
医務課長 吉原 美幸 衛生薬務課長 山本 裕位 健康増進課長 大澤 英司

議題 第73号 山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例中改正の件
第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員
会関係のもの
請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて
請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて
請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて
請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求める
ことについての請願事項の3
請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めるこ
とについて
請願第22-6号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図
ることについて
請願第22-7号 介護保険制度の改善を求めることについて
請願第22-8号 小中学校で少人数学級を拡大することを求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第22-6号は採択すべきもの、請願19-17号、第20-

7号、第20-12号、第21-7号、第21-13号、第22-7号、第22-8号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時5分から午後2時24分まで教育委員会関係の審査を行い、(その間、午後12時03分から午後1時34分まで休憩をはさんだ)休憩をはさみ午後2時44分から午後3時48分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(道徳教育用教材活用支援事業費について)

内田委員 1点だけお聞かせをいただきたいと思います。義務教育課の予算の中で、国の委託事業が3つぐらい入っておりまして、これは多分、教育基本法が改正され、さらに新しい指導要領が制定されて、それが今まさにスタートせんとするという中での事業だと思うんです。また後の所管で聞きますけれども、とりあえず道徳教育用教材活用支援事業費ということで五千数百万ぐらい盛っており、恐らくこれは推測するに、小学校の子どもたちのためにそういう副教材みたいなものを全員に配るといようなことを考えているんじゃないかなと思うんだけど、この内容をちょっと説明してください。

堀之内義務教育課長 今、委員がおっしゃいますように、これは国の道徳教育の推進事業等を受けて行うものです。国で約5億8,000万円の事業ということで、本県でも公募をしまして、それが認められて予算がつけられています。国の方では幾つかの事業の中身を示してきているのですが、本県としましてはできれば2年間をお願いをしていきたいということで申請をしました。1年目は、各学校で道徳に使う副教材、文部科学省がつくっている「心のノート」等を購入して子どもたちに使ってもらう。これを学校に据え置きをしまして、そして毎年使えるようにということで、市町村教育委員会を通してそういうものを購入するということを考えております。

内田委員 教育基本法が改正される前にも、恐らく道徳教育というのは、もちろん今までもなされていると思うんですけども、何が違うんですか。

堀之内義務教育課長 新しい教育基本法、それを受けた学校教育法等でも、特に心の教育というものについては大きく載せられております。それを受けた学習指導要領でも総則の部分で道徳教育、さらにその道徳教育は学校教育全体を通して行うものですが、そのかなめとなる道徳の時間についての重視ということが挙げられております。内容につきましては、豊かな心をとというのが中心ですけれども、以前からも載っておりました伝統や文化を大事にするという部分についても特に記されております。

内田委員 結局、今の時点では、義務教育課としてはその内容について、私が今までの道徳教育と何が違うのかってね、だけど、今の説明だと、今までも豊かな心の教育みたいなことをやってきたと、それだと説明にはなっていないし、

内容が全くわからない。具体的に何をどうしようというものを把握しない状態で国の委託事業を受けるわけですね。そうだね。山梨の特色が出るわけでもないし、とにかく日本全国一律にそういうものをやるんだということですね。そういう理解でいいんですね。

堀之内義務教育課長 広く一般的な部分での取り組みもごさいますが、本県でも3年前に「ふるさと山梨」という地域教材をつくりまして、子どもたちにすべての教科で郷土を理解するという取り組みを進めてきておりますので、山梨としてのそういった郷土学習もこういう中に含めながら進めていきたいと考えて、来年度の授業の中ではそういうことをメインに持ってこようと考えております。

内田委員 また後、所管でやりますが、説明聞いてて全くわからないのね。山梨の特色が何か出せる、それも出しますと。ということは内容が決まっていないということだね、今の時点で。そういう理解をしていいの。ここに予算が盛られているということは、国の委託事業としてやるにしても、ある程度は教育委員会サイドがそれを把握して、来年度からこういうふうにやっていくんだというものがあっての予算なんでしょう。今の説明だと、私が聞いていても、多分ほかの委員さんが聞いてたってわからないと思いますよ。今までの道德教育と何がどう違うのかって聞いたら、いや、それは違うんですという説明はあるんだけど、具体的に何が違うのかはわからない。しかも、心の教育なんていうのは、私たちがもう10数年も前から、議会の中でも延々と議論をしたことでね、そういうものを具体化してどうするかということが今、一番問われているんであって、そんな今、抽象論を聞いているんじゃないんだよね。具体的にね、この山梨だと、じゃあ、何をやっていくのかというものが出なければ、道德教育にはならないでしょう。まあ、わからないんですね、それは。今の時点で。

堀之内義務教育課長 委員御指摘の部分について、本県ではやまなし心づくり推進事業を本年度から始めております。この中で山梨としては、国の1つの方針の中での道德の授業をリードする道德教育のリーダーを育てるという部分と、地域の人々と結びついた、そういった事業を以前からも進めておりますが、今回特に山梨の心づくりということで、子どもたちが自分が好き、家族が好き、人が好きといった、地域に支えられた道德教育を進めたいという事業を進めているところです。

内田委員 そうしたら、いつからこの副教材を使うんですか。

堀之内義務教育課長 この事業はことし受けましたので、購入しては、主には来年度からになります。実はこの事業は昨年度も受けておりまして、その昨年度の教材、あとは先ほど話した「ふるさと山梨」の教材、地域教材等を使っていくつもりでおります。

内田委員 ちょっとわからない。さっきの説明だとね、学校に置いておいて、次の子どもたちにも使うってたしか説明したよね。昨年使ったんですか。同じものがあるということですか。

堀之内義務教育課長 申しわけありません。昨年度のものは授業の中で子どもの個人持ちにしたものですから、子どもがそれをもらったもので個人の活用ということで持

っていってしまって、学校にはないということですので、来年度からそういう方式にしようと思っております。

内田委員 ということは、去年使ったものと同じ内容のものを買うということね。そういうことでいいんですか。

堀之内義務教育課長 副教材につきましては、先ほど話にありました新しい学習指導要領等を踏まえてのものが出てきますので、それを各市町村の方の希望によって購入するという計画でおります。

内田委員 私は指導要領が変わって、新しくなると思っているんですよ。新しい教育基本法のもとで指導要領が変わって、新しい副教材をつくるんだと思ったんだけど、課長のさっきからの説明だと、いや、去年もそれを使っているんだと。それは子どもたちに個々に配っちゃって、子どもが持っていったから、こっちは新しく用意して、それを学校に置いて次の年も使うんだってという説明だったんでしょう。じゃあ、去年のものは使わないってということでしょう。子どもが持っていったんだからそうだよ。じゃあ、それを言わなきゃ。要するに、変わったということを書いてもらわなきゃ。説明を聞いているうちに、変わったんだらうって思って説明を聞いていたら、いや、実は去年もありましたなんていうことを言ったら、変わったということにならないじゃないですか。

そこでね、もうこれで終わりにしますけれども、要するに、副教材を使おうが何を使おうがいいんだけど、私は、一番大事なのは教科書だと思っているんですよ。教材が一番大事だと思っているのね。特に小学校とか中学校は物すごく多感な時期で、指導する人の影響を一番受けやすいんだけど、人材はこっちにおいて、一番は教材なんですよ。そのことを聞いたかったんですよ。だから、もういいです。そこまでの説明は。

(伝統文化教育推進校指定事業費について)

望月委員 1点お聞きしたいんですけど、義務教育課の予算の中で、国立教育政策研究所指定校事業費22万と金額的には少ないのですが、これは地域の伝統文化を興すことで多分こういう説明をされていると思うんですけど、この指定校というのは何校ぐらい出してくる予定でいるんですか。

堀之内義務教育課長 現在、牧丘第一小学校と笛川中学校の2校を予定しております。

望月委員 今、2校ということですが、この事業ではどのような指導をして、地域文化の伝統を興していくのか、そこらのカリキュラムを教えてもらいたいんですけれども。

堀之内義務教育課長 この事業は国の伝統や文化に関する学習について実践研究を行う、我が国の伝統や文化、身近な地域の伝統文化、子どもたちにそれらの理解を深めてもらって、それを大事にする態度を育てていこうということです。牧丘第一小学校の計画ですけれども、地域の人たちをゲストティーチャーとして招いて、民話とか昔話とか言い伝えなど、地域に伝わるものとか、牧丘の地域の昔の暮らし、昔から伝わる風習、そういったものを学んでいこうということが計画されております。笛川中学校につきましては、太鼓とか三味線とか琴とか我が国の伝統的な楽器を体験して、伝統音楽を身近なものとして感じ

ようとする態度をはぐくんでいけるようにということを考えています。また、同一地域なものですから、音楽教育の関連したカリキュラム、こういったものも考えていこうという計画であります。

望月委員 今、そうおっしゃる地域、それから学校においては、そういう学校の特色を生かした楽器等の伝統文化というんですか、これは平成25年の山梨県で行われます国民文化祭、そういうものの事前的な小中学生の教育的な要素として含んで県では実践していくんですか。

堀之内義務教育課長 現在の時点では、この国立教育政策研究所の事業を受けるということで取り組みをしておりますので、遠因的にはつながってくるとは思いますが、特に直接は結びついて計画しておりません。

望月委員 せっかくこういう事業を推進校として行い、また、これから年々、県内にこういう指定校をふやしていただいて、できれば山梨県で開催する国民文化祭にも大きな関心を持ってもらう知識を身につけられる、そうした事業として進めていただくことが好ましいんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

堀之内義務教育課長 ありがとうございます。また課の方で相談をしながら取り組みをしたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-6号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図ることについて

意見 (「採択」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第22-8号 小中学校で少人数学級を拡大することを求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第21-7号 日本軍「慰安婦」問題に対して、政府に誠実な対応を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第21-13号 教育格差をなくし、子どもたちに行き届いた教育を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(特別支援学校について)

木村委員 2点お伺いします。まず、1点目は代表質問で特別支援教育の推進について質問をしたところでありますけれども、これに関連しまして、特別支援学校における生徒の卒業後の就労に向けての取り組みについてお伺いしたいと思います。

まず、教室不足にもあらわれておりますけれども、知的障害の特別支援学校の児童生徒がふえているということですが、その中でも特に高等部がふえているという、その生徒の増加の状況と伺いますか、実態をお聞きしたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長 まず高等部の生徒の状況でございますが、知的障害の特別支援学校の児童生徒数ですけれども、今年度、5校で672人と、過去最大となっております。これは平成13年にかえて支援学校ができて、そのときの372人に比べますと、約1.8倍という生徒数でございます。また、高等部の生徒はそのうち309人ということで、同じく平成13年の155人に比べまして約2倍と、特に高等部の生徒がふえております。ただ高等部の生徒の障害の状況なんですけれども、療育手帳の取得状況から見ますと、障害の程度がA・B判定とありまして、比較的中軽度、障害が軽いB判定の生徒、それから療育手帳を持っていない生徒と合わせまして66%、約3分の2ということなので、比較的重度ではない子どもの数がふえているのではないかと承知しているところです。

木村委員 軽度の知的障害の生徒がふえているということですね。じゃあ、将来、その生徒が自立して社会参加できるように、職業的な自立を目指していかなければならないと思うんですけれども、支援学校の高等部では生徒の就労に対してどのような取り組みを行っているかお伺いしたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長 就労へ向けての取り組みということですが、まず高

等部では通常の教科のほかに木工ですとか農園芸、あるいは陶芸、手工芸、そういった作業学習を行っております。また、この作業学習は直接職業訓練というものではないのですけれども、生徒が将来、社会で自立していくために必要な知識や技能、態度を身につけるといふことと、それから、こうした作業を通じまして、その生徒がどういう適性や能力を持っているか、そういうことも見極めております。

それから、もう少し進みまして、実際に企業や福祉施設の協力を得まして、産業現場で実際に働く現場学習を春と秋、年2回、大体2週間程度の期間ですけれども実施しております。特に3年生につきましては、就労の希望がある場合はそうした現場学習を継続的に繰り返し行っているということでございます。

直接、生徒の就労に当たりましては、就業支援センターなどと各学校の進路指導部が連携をいたしまして就職先を探しておるといふ状況でございます。以上です。

木村委員

いろいろな取り組みの結果、進路の状況とか就職にどのぐらい結びついていられるかをお聞きしたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長

そうした進路指導等を行っているのですけれども、ただ、実際に一般の企業等への就職というのとはなかなか厳しい状況にあります。ちなみに、平成21年度の卒業者数は知的障害の支援学校で79名でした。このうち、スーパーですとか、あるいは製造業、それから飲食業、そういった一般企業等への就労が13名、それから就業支援センターの職業訓練等に進んだ者が4名、あと残る61名は福祉施設等の利用という状況で、就職者が全体で16.5%と、かなり低い状況であります。

木村委員

ということは、一般の企業への就職は低いということで、たしか、オギノさんの関係でバック詰めなんかを一生懸命頑張っている姿を見た気がするんですが、低いですね、現状は。

8月末に、ここの委員会で研修に行きました広島県立福山北特別支援学校というところでは、一般就労が30%以上だとお聞きしました。校長先生のお話が印象的だったのですけれども、仕事に子どもの能力を合わせるのではなく、子どもの能力に合う仕事を見つけるという話を伺って、本当にすばらしいなと思ったんです。先ほど、どんなことをしていますかといったら、木工とか陶芸とか農園とかがあって、陶芸っていうのはあんまり、まあ、陶芸業もあるから当然いいのですけれども。農園というのがありました。野菜とか花とか、そういう農業体験も行っているんですか。どんな点で行っているんですか。

秋山新しい学校づくり推進室長

各支援学校におきましては、小さいですけれども農場等を持っておりまして、その中で野菜づくりですとか花づくり、そういった園芸というような作業学習を行っています。

木村委員

その中で農業に就職した方はいらっしゃるのでしょうか。というのは、今朝の山日新聞に大きく出ていましたけれども、最近、農業に対する関心がとても高いと。それから菅原文太さんのように農業法人か何かでたくさんの方が入ってきているのですけれども、やっぱり農業に対する作業学習といえますか、そういうものをふやしていったらいいんじゃないかなと思ったんです。

すけれども。そういう点は何かお考えというか、ご意見があればお聞きしたいんですけれども。

秋山新しい学校づくり推進室長 実際そういった農業法人等への就職というのはまだちょっと聞いていないんですけれども、ただ福祉施設等の利用に当たりましては、そういった授産施設等で実際にそういった農業的なものを行っている場合がございます。もし自営の農家のお子さんでしたら、そういうことは役立っていると思うんですけど、その辺の数は、申しわけありませんが承知しておりません。

木村委員 広島県の支援学校にお邪魔したのはちょうど夏休みだったんですね。夏休みですから、子どもがいなかったこともあるんですが、木工の作業所とか、先生方が工夫しているいろいろなベンチを見せていただいたので、何か私は、工業高校へ研修に来たような錯覚を受けたんです。

そこから発展してちょっとお伺いをしたいんですけど、先ほど述べました農業の作業実習も含めてですけれども、生徒さんの人生ですよ、長い人生設計、自立、社会参加の確立のために教育をすることなんですけれども、高等学校が統合されたり、いろいろしてはいますけれども、そういう高等学校、空いたところをあてて、例えば、高等部を単独校にする。私がこの間行った広島の学校は、子どもがいなかったからかもしれませんが、何か単独校のようなイメージを受けたんですね。そういう単独校みたいな形にして、普通で言えば小学校、中学校が義務教育だから、高等学校ということになるんですけど、そういう形にしたらどうかなと考えたんですけれども、全国的な事例といいますか、そういう点がおわかりになればお聞きしたいと思います。

秋山新しい学校づくり推進室長 知的障害の生徒の増加、それから職業教育を充実していかなければならないということで、全国的にはある程度障害の軽い生徒を対象としました、今、委員御指摘のとおり、小学部・中学部・高等部ではなくて、高等部だけの単独の支援学校というのが設置されてきております。ちなみに、全国で644の支援学校の高等部があり、そのうちの78校が高等部単独校となっております。以上です。

木村委員 結構あるんですね。私、山梨県はそういう意味では、大げさに言えば、林業なんて急に言い出しちゃ悪いんですけど、林業や農業とかという点ももうちょっとそういう生徒たちに広げていったらいいんじゃないかなと思いました。現在、県では特別支援教育の振興審議会によってプランを策定中だとお伺いしています。障害を持つ子どもの自立と社会参加を進めていくために、ぜひ就労へ結びつく職業教育、あわせて福祉とか労働分野と十分提携して素晴らしいプランをつくっていただきたい。とにかく子どもの一生の、本当に一生懸命生きようとしている、けなげな姿というものを見るにつけて、そういう子どもたちが少しでも過ごしやすいような社会になるように、いいプランをつくっていただきたいと思っています。要望ですけれども、もし何かお答え、御意見があれば伺わせていただきたいです。

秋山新しい学校づくり推進室長 現在、特別支援教育振興審議会で議論をいただいています。まだ途中ですが、現状では、軽度の知的障害、それから発達障害を持ったお子さんに対しては、就労や社会参加ということの指導に重点を置いた学

習環境をつくっていく必要がある。あるいは、職業教育を充実させるために、先ほどお話がありましたけれども、全国的に高等部の単独校や専門学科の設置がふえておりますので、そういった新しい方向性を検討していくべきだと御意見をいただいております。

今後、審議会の答申をいただきまして、ほかにも支援学校の大規模化の解消ですとか、あるいは老朽化への対応、そういう問題もございますので、それとあわせて検討いたしまして、より自立と社会参加、就労に向けて重点を置いた新しい教育内容のプランをつくりまして実行していきたいと思っています。以上です。

(県立高校の冷房施設について)

木村委員

もう1点です。代表質問で私も質問した高校への冷房施設について改めてお聞きしたいと思います。本会議の質問の中で申し上げたんですけども、私たちの会派で3年前にこの件について質問をしているということだったので、答弁が3年前と同じような答弁で、納得いかなかったものですから。その間に何の取り組みもしていなかったなんて言っちゃ失礼ですけども、どうなっていたのかと。答弁の中で4日に1日は30度以上の日があったという状況だということを調べたようなお話はありました。ただ、答弁は室内温度を管理する必要性は高まっていると考えていますって、何か他人事のように、4日に一度はそうだって言っているながら、高まっていると考えていますっていうのは、私は本当に、何かちょっとここはどうかかなと思ったんです。

費用についても、私は厳しい状況にあるのは承知して質問したのに、一概に見込みを算定できないなんて、何か切られたような答弁でした。私も細かく1円とか、1,000円とか言うわけもないので、概算でこのぐらいといった金額を出していただいて、まあ、代表質問ですから細かく言えないと思いますから、きょうはその点をしっかりお伺いしたいと思います。

例えば、期間が短いからリースとか、特別高いところはどこだからどうだっていうような答弁もあるだろうし、いろいろな工夫もあるんじゃないかなと思います。とりあえず計算も全然されていないということは考えられないんですけれども、そのまず2点についてお伺いします。

望月学校施設課長

経費の点ですけども、各学校の施設設備が異なるものですから、本会議でお答えしたような答弁になるわけですけども、600を超える普通教室が県立学校にあります。状況の異なるところから幅を持たせてお答えさせていただくのを御容赦いただければ、今、多分12億から18億ぐらいの間の経費がかかるんじゃないかと考えております。

もう1点は、これまでの経緯でよろしいのでしょうか。

木村委員

必要性は高まっているなんて他人事のような言い方をしたんですが、現場に行ったんですか。

望月学校施設課長

いえ、3年間調査させていただきました。それで2時から3時、あるいは10時からというその時間帯で調査した結果が、今、委員がおっしゃられた状況なんですけれども、今の段階では、他の方法よりも冷房設備でやっていくという方針でいくのがいいのかなと考えております。

木村委員

夏休み中だったと思うので、はっきり覚えていないんですが、ニュースに

女の子が出て、特別教室で大変涼しい授業ができてよかったっていう場面があって、それを見ましたか。特別教室はきっといろいろな資材などの関係でそうなっていると思うんですが、その子どもの本当にうれしそうな顔が、私はたまたま質問しながら浮かんできたんですけども、ああやって体も大人になってくるし、ぎっしりとした教室で本当に息苦しいんじゃないかなと私は想像できるんですね。その答弁がさらに検討を進めるって、これもまた何ていうか、ああ無情っていうような答弁だった気がして、これも他人事のように聞こえたんですけども。検討するって言ったって、もう検討の余地はないと思うんです。努力をした跡というものが答弁の中からうかがえなかったんですけども、努力をした点と、これからどうするかということを重ねてお伺いしたいと思います。

望月学校施設課長 現在、学校施設の耐震化ということで、現状は最優先で取り組んでいるところです。遅くとも27年度までには耐震化の方を完了したいと考えています。その進捗状況にもよるところですけども、冷房設備につきましても整備には前向きに取り組んでいきたいと考えております。その取り組みにただちに着手できるよう、今後も設備を設置するに当たっての設置や管理費用、あるいは環境負荷への課題がありますので、それらについてさらに検討を深めていきたいと考えております。

木村委員 それ以上深く言うことはできませんけれども、やっぱり60校でしたか、その中には特に地理的に山間地でひどいところ、そういうところもあると思うんですよね。それは、多分調査をされていると思います。本当に我慢できない大変なところを少しでも、さっき私が言ったりースとか、何かいろいろな工夫をするということをぜひお願いして終わらせていただきます。

白壁副委員長 ちょっと関連ですが、今、耐震化という話があったんですけど、耐震化と冷房設備を別のとらえ方でやっていますか。

望月学校施設課長 別のとらえ方というか、今、県の方で非常に財源的、財政的に厳しい状況にある中で、優先順位として耐震化の方を先に進めていきたいという考え方でいます。

白壁副委員長 財政が厳しいのはよくわかる。わかるけど、例えば、耐震と冷房設備をセットにすることによって経費が相当削減されるでしょう。この間の一般質問にもあったけれど、私も言いました。耐震は100%するまで安心できませんって。86%で甘んじてはだめです。これは当然のことだと。あと残りの10数%のところは耐震をしながら並行してエアコンの設備というか、空調設備をすることによって経費削減になるんですよ。別に考えちゃだめですよ。その辺どうですか。

望月学校施設課長 これから新設する学校につきましては、冷房設備等を入れるということも前提に、機械そのものを入れるわけじゃないですけども、入れるに当たっては簡単に入れられる。ただ問題となるのは、既存の学校については、全くそういう下準備がしてありませんので、経費がかかっていくというところで、耐震化の方の事業の進みぐあいを見まして整備に取り組んでいきたいと考えております。

- 白壁副委員長　　まあ、それでいいと思うんです。ただ山の向こう、我々、御坂の向こうなんですけど、向こうはマチュピチュみたいなもんですから、寒冷地ですので涼しいところなんです。そこでも最近では30度を超えて30数度になるんですけど、一たん山を越えて、御坂を越えてこっちに来ますと、もう、これが部屋の中が40度を超えるような暑いところ、これで集中力があるわけがない。ですから、まあ、我々の方も欲しいんです。でも、その中で優先順位をつけながら、なおかつ耐震をしたり、建てかえたりするようなどころには、当初からそういう指導をしておくべきであるし、そういう方向に持っていくべきであるという意味なんです。いかがでしょう。
- 望月学校施設課長　　現状、もう盆地内の学校につきましては、耐震の方は終わってきておりまして、今、お話の郡内の方で今後進めていく部分があるんですけども、いづれにしても冷房を入れるという状況に対応できるような形で新設校については整備を進めて、今後は、当面は改築しかないんですけども、そのところで整備ができるよう下準備を進める形で進めていきたいと考えております。
- 望月委員　　(高校生の就職支援について)
1点だけちょっと聞かせてもらいたいんですけど、過日の一般質問の答弁の中で、県当局が来年度の高校生の採用状況で非常に厳しい雇用の中、103社の企業を訪問したということですが、その訪問の状況だけは報告があるんですけど、その結果の把握した状況を、どのような企業が対応をとっているのか、そこらをちょっと伺わせてもらいたいんですけど。
- 奥田高校教育課長　　今、委員の御指摘のとおり103社回りました。ただ、やはり現下の状況の中で、それでも企業努力をしていただきまして40数名の求人を得ました。既に9月16日から採用選考が始まっておりまして、今、9月末の状況を本課も集計をしているところでございます。
- 望月委員　　いつもの年でいくと、大体これから10、11月あたりに内定者が出てくるわけなんですけど、ことしの状況を新聞やテレビ等、また地元の高校の状況を私たち同窓会でも聞いてはいますが、内定状況がつかめないというような状況であり、こうした状況の中、各県下の高校との連携をどのようにしているかちょっとお聞きしたいんですが。
- 奥田高校教育課長　　既に就職担当者を中心とした会議を2回開きまして、状況の説明を聞きながら、そして課題を共有して、どういう取り組みが必要かということを検討しております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、雇用情勢は改善されておらず、厳しい状況は相変わらずという認識であります。そして、この9月末を1つの区切りとしまして、集計をした上で、さらにまた必要な求人活動などに取り組んでまいります。リーマンショック以降、企業側の努力も相当されていることは承知しておりますけれども、1人でも多くの生徒が就職に結びつくよう、全力を挙げていきたいと思っております。
- 望月委員　　そういう状況の中で、高校3年生が非常に不安を持ちながら、最後の勉強に携わっていることも学校から聞いております。そうした中で、子どもたちがこれから就職状況が困難になってきますと、今度は家庭教育とか社会教育の中で、生徒の身边にも何かそういう問題が起きる可能性があるようなこと

をちょっと高校の方も心配しています。そういうことが起こらないように、できるだけ県でも努力していただいて1人でも多くの採用ができるよう、高校生の安全な、そして安心できる状況にしてもらいたいと思いますけどお願いします。

(県立高校の理数科について)

内田委員

所管がたくさんありますので、まずはこの間の本会議での丹澤議員の関連質問の中でやらせていただいた、山梨大学の医学部に地元の高校から入る人が少ない。それで、たしか30人ぐらいの枠をつくったんだけど、2年ぐらい続けてそれをショートしている。そういう中で、たしか、丹澤議員が青森の弘前大学の状況をその中で出しましたよね。40人ぐらいだったのが、たしか数年で82人ぐらい地元の高校から入るようになったという状況だったですよ。それで、山梨には理数科が今も現実にありますよね。高校の中に理数科はたしか5つあるんだけど、この間、課長さんに聞いたら、そのうちの2つぐらいがなくなると聞いたんですね。それは総合学科へ移行するのか、多分そういう中でだと思っただけでも。そこでね、私の記憶だと理数科は、そもそも山梨県につくられたのがいつごろかという、山梨大学に医学部ができた、あの当時、山梨医科大学ですよ。医科大学ができたころと大体同じじゃないかなと私は記憶しているんです。私、学習塾をやっていたもんでね。そこで、当初は何で理数科というものをつくったのかと。甲府南だとか、あの当時は都留だとか吉田だとか、たしか幾つかあったと思いますけれども、何で理数科という専門科をつくったのかっていうね。普通科ではないところをね。

私は、自分の理解だとね、そういう山梨大学の医学部に入るような子どもたちも育てたいと。そうしないと、せっかく地元で医学部ができて、地元の人たちがそこに行ってお医者さんになれる機会がふえない。そういうこともあるんじゃないかなと思っているんですけど、まず、そのことをお聞かせください。

奥田高校教育課長

委員の御指摘のとおり5校ございます。当初が甲府南高校と都留高校と同時に理数科を設置いたしました。ちょうど山梨医科大学の開設というところが見えておまして、やはり県内高校生も地元の大学へという趣旨がございました。そこは委員の御指摘のとおりです。

内田委員

それで、本会議で私が聞いたのはね、今5つの学校の理数科の定員が170ぐらいあって伺いましたが、その中で、これ、教育長からの答弁であったと思うんだけど、30%ぐらいが文系といいますか、純粋な、例えば工学部とか理学部とか医学部とかではなくて、法学部とか経済学部とか文学部へ結果的にやっているんだという話を聞いたんですよ。でも、後で教育長が私のところへ来られて、甲府南の理数科はそんなに率が高くないですよと言われたんだけど、自分の子どももそういう中で文転をしてみたので、理数科に入ったけれど最終的には文系へ進んだんですよ。だけど、私はね、40人ぐらいの定数の中で持ち上がるんですよ、1年、2年、3年って、同じ先生が理数科を受け持って上がっていくんですよ。それはいろいろな理由があると思うんだけど、いいと思いますよね。しかも、英語の教科の専門の先生が担任っていう場合もあるんだけど、私の記憶だと物理だとか化学だとか数学の先生が受け持つことが多いと思うんですけど、それは当たり前なことですよ。自分のクラスを専門の教科の先生が持つこと、これはベスト

だと思っんですよ。そういう中で、その進路指導みたいなね、理数科に入ったのに卒業したときがね、法学部へ行っちゃう、文学部へ行っちゃうのであれば、何か理数科をつくった意義がちょっと薄れちゃうんじゃないかということを開きたかったんですよ。

そこで特に今ね、医者不足、しかも地元の出身の医者が地元に住つてくれない、そういう状況があるわけでしょう。そういう中で、もう1回ここ、何とかできないのかなっていうね、せっかく理数科があるんだから、それを生かしていくということをやっぱり努力しなきゃいけないんじゃないかなという意味で質問したんですよ。

そこでもう一度ね、教育長、170人ぐらいで3割というのは、私は多過ぎると思っんですよ。少なくとも90%ぐらいはね、そのまま理系へ進んでいくというのが普通の状況だと思っんですよ。それが3割にもなっちゃうということは、その中で担任の先生の指導、あるいは学校の指導で何とかできる部分があるんじゃないかと思っんです。

もう一つは、私立の学校がありますよね。6年制になっている学校もあるし、小学校まであるところもあるんだけど、そういうところの学校は新聞にコマーシャルを出しますよね。それを見ていると、医薬系とかね、医学部とか薬学部系とかというのは結構強調して出ているんですよ。定員が170人とか250人の中で医・歯・薬学系へ70何人も入った。うち国公立が50人いますとか、ほとんど現役ですとかって、こういう出し方をしますよね。ああいうのを見ているとね、公立では理数科をつくっているのに、何か、いまひとつインパクトがないじゃんかって感じるんですよ。その辺も含めて御答弁をお願いします。

松土教育長

御指摘のとおり、理数科、担任の教科ということはちょっと別の問題といたしまして、理数科の設置の目的と趣旨を最大限に生かすということは、公立学校ですから、その使命を負っていると思っんです。実際に医薬系への進学を考えるわけですが、中学校3年のときに学校を選んだ選択理由と、高校3年間のうちに生徒自身が自分の長い人生を考えて、自分が一番輝ける方向をまた見つけた、そういったケースも、それはまたございますし、否定できません。そして本県の、例えば南高の理数科でございますが、最初の理数科設置の趣旨に、脈々と現在もなお、医薬系ということで強調してカリキュラムも組まれておりますし、実際に担任もそのようにしております。

ここで、例えば御指摘いただいた青森県の例、これは本当に重要だと思っんです。これは本会議でも私、答弁させていただいたんですが、本当に謙虚にうまくいっている県というところから学びたいと思っんで、職員の派遣をしたところでございますが、その辺のところを向こうからお聞きし、検討した結果が、やっぱり子どものころからのキャリア教育が、かなりしっかりとしている。そして高校生の進路というのは得てして、ときに流行したドラマであるとか、あるいはメディアがお医者さんたちをどういうふうに表示しているとか、かなりの影響を受けるところが実情でございますが、本当に自分が高い志を持って夢を持てば、そういった一過性の情報に惑わされずにやっていける心を持つ、これが青森県の発想です。

山梨県は、今、現状として理学系、工学系もかなり進学しておりますが、やはり医療というのは多くの人々の生命に直結する大事な部分だということで、本当に子どものころから語ることは非常に重要であると思っんです。青森県の例から学ぶことはたくさんあるので、今後、そういう方向で志を育てることを強化していきたいと。以上です。

(教職員の政治活動について)

内田委員

子どもの進路の話をするによくドイツの例を出しますよね。ドイツは日本でいうと、小学校5年生ぐらいまでに大まかだけど自分の進路みたいなのを決めさせるんですよね。例えば、私は弁護士になりたいとか、あるいは、医者になりたいとかね、そういうことを小学校の5年ぐらいだと思いますけど、決めさせて、もちろん軌道修正はできるんですけど、小学校のうちからそういう教育を少しずつやっていく。その辺が、これはドイツ人的な合理主義なのか、日本人とは違いがあるから、そこまでは踏み込めないんだけど。でもね、小さいうちから伝記を読ませるということがよくあるじゃないですか。例えば、野口英世みたいなものを読ませてね、医者という職業がすごく大事なんだということがあるじゃないですか。

そういうものも必要だし、さっき言われた青森がキャリア教育をやった。多分、医者の仕事はすごい仕事なんだと、この職業の人たちがいないと世の中が成り立っていかないんだっていう、そういうものを植えていくものがかかなり大きいと思うんですよ。そこで、お金はかかるんですけども、ぜひキャリア教育を進めてもらいたいと思う。

それともう1点、これは私の経験で、私も実はもともと理系志望だったんだけど途中で文系の方へ流れたんです。でも理由があってね、物理と数学というのは嫌だっていう、今思えばやっておけば私も医者になれたのかなって思ってるんですけど、とにかく嫌なんですよね。努力するのがすごく苦痛だった。数学とか物理ってそういうものがあるんですよね。なかなか理屈がわかるまで時間がかかるんですけども、そういう部分というのは指導者によってクリアできるような気がするんですよね。そこまで行く指導者によって、数学のおもしろさだとかね、あるいは理数系のおもしろさみたいなものを植えてやるということができると思うんですよね。だから、そういうことも含めて私は、青森と山梨はそんなに変わらないと思っているんですよ。青森の場合はちょっと北の隅っこで東京に出てくるのがすごく大変なところ。でも、そのうち新幹線が繋がれば3時間半ぐらいで来れるようになるのかな。そういうことも考えると、何か山梨って、東京にこんなに近いのに何となくそういう離れた県と余り変わらないというような部分があって、インパクトがないんですよね。そういう部分で少なくとも、地元の山梨大学へ半分ぐらいは入るっていうね、定員の半分ぐらいは山梨の人たちで占めるぐらいのことをやってもらいたいなって思うんですよ。ぜひ、これは要望ですから答弁はいいですけども、お願いをしたいと思います。

それから、次に移らせてもらいますけれども、この質問ももう今まで私、何回となくこの場でも、あるいは本会議の場でもやらせていただいたんですけども、教職員の皆さん方の政治活動についてなんですけれども、今まで何回も何回もやってきた中で、いまだにわからない。この間、自分の中で論点を整理したんですよ。そして、たまたま今回はね、参議院の選挙もあったんですけども、その前の去年に衆議院の選挙を巡って北教組の問題が出てきましたよね。そこで私もね、いろいろな資料を取り寄せたり、あるいは自民党系の国会議員の先生たちから資料ももらったりした中で、山梨の場合と何か違うところがあるのか比べてみたんです。お金が教職員の団体からある候補者のところへ流れた、その明らかとなった部分は確かに違うかもしれない。でも、私はね、公立の先生たちが自分たちの組織、例えば山梨県の場合だったら山梨県教職員組合、そういう組合があるわけですよ。自分たちの組織の名称、そして例えば、執行委員長なら執行委員長、あるいは書記長なら書記

長っていう肩書を使って、自分の名前を入れて、ある場所でそういう政治活動的な発言をした、あるいは文書にして一般の先生たちにそれを配ったという事は教育長、これは今の教育公務員特例法の中で許されるんですか。

堀之内義務教育課長 最初、私の方からですけれども、山梨県教職員組合等の動きにつきましては、委員さんの方からいろいろと御指摘いただいているところですが、現在、動きを見る中で、特に教育公務員特例法とか選挙に関連しましては、地方自治法、公職選挙法等々で抵触するという事実等についてつかんでおりませんので、そういった点での動きは今、県としてとっておりません。

内田委員 私に今聞いたのはね、例を挙げたじゃないですか。組織の名前を使っている、山梨県教職員組合執行委員長だれのだれべえと名前も使っている。実名もちゃんと使って文書を出した。その文書を自分の仲間の教職員に配るという行為は今の公務員特例法に触れるかと聞いたんですよ。そういう事実がないって言いたいってことですか。じゃあ、持ってきましょうか。触れるかどうかっていうことを聞いたんですよ。

堀之内義務教育課長 御指摘の部分ですけれども、私たちも、出した文書等については……。

内田委員 触れるか触れないかだけ先、言ってくださいよ。

堀之内義務教育課長 人事院の規則から見れば触れていないと判断しております。

内田委員 そうすると北教組の場合はそれが触れるという判断をしたんですけども、山梨県の義務教育課長としては、それは触れないという判断をするってことですか。

堀之内義務教育課長 今回の御質問ですけれども、このところ出されている文書等については、文部科学省等々とも見ていただく中で、こういう文書については、特に人事院の規則とかそういったものについて照らし合わせる中で、監督者である県の教育委員会の方で判断をして、そして対応するというふうになっておりますので、私たちも出された文書等については十分精査して、そういう中で特に触れるという部分はないと判断しております。

内田委員 あのね、北教組の場合は小林千代美さんっていう方ですよ。失職されましたよね。小林千代美さんの名前を挙げて、この候補は組織を挙げて応援しようぜっていう、そういう文書ですよ。山梨県の場合、小林千代美さんのところが輿石東さんになっただけですよ。だけど触れないわけですか。

堀之内義務教育課長 機関紙のことを御質問だと思うんですけれども、機関紙につきましては、私も精査をしましたが、4月5日発行の機関紙の文面等を見ますと、総力を挙げて闘うことを確認していますとか、組織の方で決定しておりますという文章がありますけれども、それが選挙等についての依頼をするとか、そういった勧誘活動とか、そういった文面ではないと判断しております。

内田委員 今、機関紙って、こう言われたんですけども、機関紙というのは、第何号とかと入ってるやつですよ。私が言っているのは、執行委員長の名前、あるいは書記長の名前がもちろん入ってますよ。そして、それはある大会のとき

に述べたものを文章にしたものですよ。その中に名前まで挙げて、輿石東候補を一丸となって応援していくんだっていうものが入っているんですよ。そういうものを教職員組合という名前も入れて、自分の肩書も入れて、名前も入れた状態で、これ、機関紙と言えるかどうか、私にはそのところ、機関紙という定義がどういうものかわからないからだけでも、私は教職員組合が出している号外だっけとらえているんですよ。だっけ普通そうだと思いますか、すべての名前が入っているんですよ。まあ、写真も入っていますけれどもね。それを北教組の場合と私、比べてみたら同じなんですよ。何が違う、違うのは1点だけ。候補者の名前が違うだけなんですよ。それで向こうは違反する、山梨は違反しないという判断をするということでもいいのね。そこ、もう1回聞きたい、それを。

堀之内義務教育課長 組合の組織内の活動を組合活動としてそういうものを出しているということですので、それは地方自治法で団体として認められている組織の活動ととらえておりますので、これがほかに出ていく、そういうものとは判断しておりません。

内田委員 私にはその法律の理解がいよいよできなくなってきた、最初から私はわからない部分なんですよ。山教組という組織がすごく強大であると、あるいは、その上にある日教組というね、もっと大きい組織なんだけれども、そしてOBの人たちが入っている、山梨で言えば県政連って言いますよね、山梨県……とにかく政治連盟ってつきますよね。あの組織についてはね、OBの先生たち、要するに教職を離れている先生たちの組織だから、政治活動ができないっていうことはないと思うんですよ。一般の人間になっているからね。だけど、教職についている人たちというのは、教育公務員と言われているわけでしょう。しかも、特例法って法律がわざわざあるわけですよ。国家公務員と同じような縛りを受けるわけですよ。それに私は触れると思うんですよ。だけど、義務教育課長は、いや、それは触れないんだと。組織の内部のことだから触れないんだと、こう言われるんだけれども、だったら、法律の解釈が多分違うんだと思うんだけれども、特定の候補に対する指示みたいな活動をやったらいけないっていうことになってるんでしょう。だけど、組織としてやるんだったらオーケーということになるんですか。

堀之内義務教育課長 委員おっしゃるように人事院規則の14の7につきましては、特定の政党……。

内田委員 いや、規則じゃなくて、法律、法律。特例法。

堀之内義務教育課長 公務員法のことですか。

内田委員 いや、特例法。

堀之内義務教育課長 特例法の方につきましても、同じように当分の間、これが地方公務員法36条の規定にかかわらず国家公務員法に従うようにということで、国家公務員法、そしてその方から人事院規則の方につながってくると考えているんですけども、内容的には、今、話したように、特に規則に触れると判断しておりません。

内田委員　　私は学校の先生が、例えば日曜日に甲府で何か集会があったと。輿石さんの集会があった。それに参加したというのは、これは触れないと思いますよ。これは教職員としてではなくて、我々だってそうですよね。県会議員だけでも、あるときはプライベートな人間にもなるわけでしょう。そういう部分だからわかるんだけど、団体として、あるところで、例えば文化ホールで教職員の関係の大会を開いたと。そこで執行委員長の名前で輿石東候補のために一丸となって応援するんだというものを配ったり、あるいはやったら、私は触れると思うんだけど、それ、触れないということですか。

堀之内義務教育課長　これにつきましても、繰り返しますが、組織の組合の活動としての内容ですので触れないと判断をしております。

内田委員　　そうすると、山梨県のね、教職員組合は特定の候補を堂々と応援するということができるということなんですね。

堀之内義務教育課長　これにつきましては、地方自治庁の公務員課長の回答として昭和26年の段階で、教職員団体が公の選挙において、選挙告示前に特定の人を推薦する旨の意思決定をすることは差し支えないという回答も出されておりますので、こういったものに従っております。

内田委員　　今の、私、ちゃんと聞いてなかったけど、公示前の意思決定をするまででしょう。

堀之内義務教育課長　意思決定をすることは。

内田委員　　意思決定をすることなんですね。だから、団体としてするのがオーケーなんですかということを知りたいの。団体として。

堀之内義務教育課長　この回答では、教職員団体がというふうに規定をしております。

(県立射撃場について)

内田委員　　わからない。私には複雑でわからなくなった、法律が。私の法律的な見解と齟齬が出てきたということは、これ以上やりませんが、それでは次に移らせてもらいます。まだ幾つかあるので。射撃場の問題について伺いたいと思います。これ、私は、もっと代表質問だとか一般質問だとかで出ると思っていたんだけど、なかなか質問する人がいないということであえてやらせていただきます。我々みたいな立場の人間からすると、韮崎射撃場を廃止して、そしてあそこの場所で作るかえらるんじゃなくて、別の場所に持っていきたいんだと、そのときに韮崎のあの場所でやったら30億ぐらいかかると。それをできれば半額の15億ぐらいで抑えたいんだと言うんだけど、私はね、金額の問題っていうのがどういうふうに出てきたのかわからないんだけど、そもそも射撃場が必要かどうかということから議論はスタートすべきだと思うんだけど、教育委員会の中の議論というのは、知事サイドからの、例えば15億ぐらいでどうだということから始まっているんですか。それとも、射撃場は現在でも必要だし、将来に向かっても絶対に必要なものだという部分からスタートしたんですか、どちらですか。

相原スポーツ健康課長　平成10年11月に現在の韮崎射撃場で民家に銃弾が撃ち込まれると

いう事件がありました。その後、地域住民から移転をしてほしいという要望が出されています。県立射撃場の移転を進めていくという方向が出たということですが、そういった時点で改めてその必要性ということについて議論するタイミングはあったかとも思いますけれども、既にある県立射撃場の機能はやはり必要だという全体的な意見のもとに移転整備の方向が検討されてきたと承知しています。

内田委員

そうするとね、その当時、まあ、射撃場は何十年って多分ね、その場所で役割を果たしてきたんだと思うんだけど、移転する時期は当然経費をかけるわけでしょう。普通の県民の感覚からいっても、そのときにまさに射撃場は今の時代に必要なのかという議論からスタートすべきだと私は思うんだけど、そういうものはなかったということですよ。今の説明だと必要性についてのそういうこともすべきだったかと思うけども、なかったということですね。

相原スポーツ健康課長 当時の資料をつぶさに見てはおりませんので、時期は特定できませんでしたが、当時、10年から11年の時期に、その必要性に関する検討した経過の資料も見た記憶がございます。その検討の内容について、本当に原点に立ち戻った検討をしたという解釈はできなかつたんですけど、検討したという経過はございます。しかしながら、やはり先ほど申し上げたように、その時点で運営をしていたその射撃場を移転するという考え方が大勢を占めたと考えています。以上です。

内田委員

そうするとね、私はね、一議員としてここにいるのはちょっと恥ずかしいなという思いがあるんだけど、そういうことすら議会の中で起こらなかったってことが、今があるような気がしてしょうがないのね。ここにきて移転をさせるんだと。知事もいいだろうと。今の場所じゃ金がかかるから、ほかのところへ持って行って15億ぐらいでやれよという指令を多分出したと思うんだけど、結果的に15億では済まなくて23億とか24億、さらに周辺の整備費を入れれば、多分30億以上になると思うんだけど、そういう状況に今なっているわけですよ。そうしたら、これは執行部や我々も含めて、まずはやっぱり県民に謝らなきゃならないよね。そういうことをやらなかったということでしょう。これ、処分場の問題とかみんなそうなんですよ。今、我々がここにいてね、みんな平気にいるかもしれないけど、そうじゃないと思いますよ。まさにそういう部分の検討をしなかったということは我々の責任ですよ。そうだよ、教育委員会も含めて。だから、じゃあ、何をしたらいいかと言うと、今からその検討をやっぱりすべきなんですよ。本当に射撃場がこの山梨県にとって、これからね、将来に向かって必要なかどうか。優先順位からいって今、一番必要なものかどうかという議論からスタートしていくべきなんですよ。

相原スポーツ健康課長 平成10年から12年ぐらいたっているわけですけども、私はその12年の間に改めてその必要性について考えるタイミングというのもあったのではないかと思います。検討の仕方という問題もあったのかもしれませんが、その都度やはりスポーツ振興、あるいは鳥獣被害対策というものにとって、費用のことはちょっとおいといて、やはり整備をしていく必要性というものが優先されていたのではないかと考えております。そういった経過の中で、先般、射撃場の今後のことについての知事からの方針、考え方

が出たわけです。今後、庁内に検討組織を置いて検討してまいりますけれども、施設の必要性というものについては、これまでと認識が変わらない中で、仮に射撃場整備をしないとした場合についても、どのような対策が講じられるかということについても、検討する事項に挙げておりますので、そういった中で射撃場整備について慎重に考え方を整理していくことになると考えております。以上です。

内田委員

これは、お金が15億以内で多分おさまっていたら、もう、今の塩山のところに多分決まっていたと思うんですよ。それは、でも本当に必要かどうかという検討をしない状態で決まったってということなんですよ。これ、物事の核心なんだよね。今もう図書館はつくり始めている。その隣のところはあいた状態になっていますよね。情報拠点みたいなものはそのままの状態。あれだって、本来は本当にそういうものが必要なかどうかという議論はしてないですよ。してないよね。しかも今は凍結という状況でもう2年ぐらいたつ状態でそのままになっているけれど、先行きもわからない。私はね、耳が痛い人もいるかもしれないけど、博物館のときは反対をしました。本当に必要なかどうかと議論をしたんですよ。そうしたら、県民の世論の中で7割は要らないという結論になったんだけど、世論と県の行政との齟齬みたいなものが出て、結局つくったんだよね。つくったら、いろいろな問題が今出てきていると思う。そういうことなんですよ。

要するに、物事の核心って、やっぱりそこで議論をするかしないかということが、すごく大事なんですよ。だから、私は今回のこの問題、確かにありますよ。お猿さんの害だとかね、鳥獣害の被害があって、そういうことのために猟友会の力をかりなきやならん。その猟友会の人たちの練習する場がないと。でも、それがね、代替の何かでできたら、わざわざ30億近いお金をかけてつくる必要はないと思うし、ましてや多分、猟友会のメンバーの数も今減ってきていますよね。射撃そのものが優先順位としてそんなところにあるのかどうかという議論も含めて、やっぱりやるべきだなと思いますね。

だから、ぜひね、選挙があるとか、ないからなんていうことじゃなくて、よく一般的には、選挙があるからあっちへ持ち越したんだって言うけど、そうじゃなくて、山梨県の今後のありようとして射撃場は必要かどうかという議論をやっぱり教育委員会の中でも出してもらいたいんですよ。我々もそういう責任がもちろんあるんだから、そういう中に参加をさせてもらって議論をしていきたいなと思いますので、ぜひ教育長の方から、知事の考えていることと私は合致しないなんていうことはないと思いますよ。知事だって今そういうことを真剣に考えていると思うのね。ぜひお願いします。

松土教育長

射撃場につきましては、本当にもう多くの年数をかけて、いろいろとご迷惑おかけしていることと承知いたしております。私が立場上、印象で発言してはいけませんけれども、ただ、私の手元にある資料及び過去における県議会の議事録と引き継ぎ資料、そしてスポーツ健康課の所管している射撃場に関する幾多の会議、それは一通り全部見てきたわけですが、やっぱり委員が先ほど御指摘いただいた、これまでの検討の中にあっただのかということですが、なかなかつかめない状況でございました。愛宕にあったときのこと、また、緑ヶ丘、また葦崎、その後ということで、イメージとしましては、既存の施設が場所を移転するというスタイルで行われてきたんだなと思います。

過日の1つの、ここで足をとめてという部分でございますが、あのままの

延長線上に、かかわる者全員のコンセンサスはないということで、ここで1回立ちどまって、今度は全方位をにらんでの検討をするということのように理解しています。それが具体的にどうかということは、今度は教育委員会のみということで検討するスタイルじゃなくて、全庁的に検討とございますので、これ以上申し上げられませんが、これは全方位にらんでの検討だと理解しております。

(教科書の採択について)

内田委員

ぜひ、その全方位をにらんでの検討をスタートさせてもらいたいと思います。私は最近の事例だと、笛吹市がね、何かホールを備えたものをつくるっていう、あのときにね、ある人のコメントが出てきて、「もしこのホールができなかったら、成人式ができません」というコメントが出てきたんですね。私は、成人式ができないんだったら、成人式は別のところを借りてやったっていいし、そのために何十億というお金をつぎ込むということも、もし行政側で考えていたとしたら、それはとんでもないことだなと思ってのるんですよ。

だから、ぜひね、30億かかるからってということじゃなくて、本当に必要なかどうかという議論を進めていってほしいと思います。

それでは、もう一つ。これは本会議の中でも一般質問で私は言ったんですけども、小中学校の歴史だとか、あるいは公民の教科書の採択についてです。私はあの中でも幾つか事例を挙げただけですけども、一番私が驚いたのは、実際に公民の教科書とか、あるいは歴史の教科書を見て、我々が子どものころの知識として、小学校とか中学校の歴史の中で植えつけられた知識と、今の子どもたちの知識は多分違っているだろうと単純にそう思うんです。なぜかという、例えば、我々にね、豊臣秀吉のイメージとして、こういうふうには何かぼんと投げかけられたら、天下を統一した将軍だとか、あるいはいろいろなことをやってきましたよと、そういうものが出るんですけども、確かに朝鮮征伐みたいなことをしましたよね。でも、それは豊臣秀吉の全体像を評価する中のほんの一部であって、それを物すごく強調するということはあり得ないと思っていったのね。だけど、今の教科書で豊臣秀吉は天下統一の大将軍じゃなくて、朝鮮征伐をした張本人だと、悪人だっていうスタンスなんです。これがね、本当に驚いたのね。

それで、私はもっともっと驚いたのは吉田松陰。私は個人的には吉田松陰をいろいろな意味で物すごく心酔をしているんですよ。その吉田松陰が明治維新をなし遂げた、あの維新の志士たちを育てた一番の大事な人間だっていう評価がなされていないっていうね、これね、頭に来るとかっていうよりも情けなくなってね、同じ日本人としてこんな教科書はあり得ないと思ったんですよ。

そういうふうには挙げていくといまがないんですけども、そしてもう一つね、聖徳太子は1万円札のあの中にも入っていたんですよ。日本人で聖徳太子といたら、こういう格好して、17条のいろいろなものをつくったりとか。そして私なんかはね、中国ね、あの当時は隋でしょう、隋との等位外交みたいなことをしたっていうね、これ、我々の感覚だと当たり前ですけども、そういう部分の記述がなくてね、驚くことなかれ、厩戸皇子です。それは確かに厩戸皇子とも言うけれども、聖徳太子という名前を使わない教科書があるというのも、これ、またびっくりなんだよね。だから、後ろの索引で引きますよね。聖徳太子で引こうと思っても出ていないんですよ。

そういうものがあるということがもう驚きだったんですけども、現実の問題としては、山梨県の例えば中学校の歴史教科書という、多分私の記憶

だと7社か8社っていう記憶があるんで、そうですね。そのぐらいの教科書は読む気になれば読めますよ。200ページぐらいだからね。ずっと照らし合わせて読むぐらいのことができますよ。それを読んだときに、まずそれが驚き。そういう教科書が採択される可能性があるということも驚き。で、実際に日本書籍ですかね、私の記憶だと……あ、東京書籍ですね。東京書籍もたしか採用されている地域がありますよね。そういうことを考えると、子どもたちが最初に歴史に触れる、あるいは義務教育の中で最後に歴史に触れるのが中学校2年生ですよね。高校へ行くと選択になっちゃうから、ない場合があります得るんですよね。そこでね、そういうことを授業の中で習ったりしたということは、大変なことになるなと思うんですよね。

教育基本法だとか、あるいは新しい学習指導要領の中では、日本の文化だとか歴史というのを正しく理解させてね、子どもたちに国を愛するという子どもの醸成をするんだとうたっているじゃないですか。そういうもの、私、育たないと思うんだけど、どうですか。

堀之内義務教育課長 委員おっしゃるとおりで、子どもたちの日本人としてのアイデンティティというものはしっかりと育てていきたいと思っております。そういう中で、歴史の教科書の3人の先人たちの記載ですけれども、先日の本会議でもお話しいただいた部分で、聖徳太子について、本県の採択している教科書は私立学校を含めると5社になります。その5社の教科書につきまして、聖徳太子は、括弧書きで厩戸皇子と書いている場合もあるのですが、すべて聖徳太子という記載をしております。秀吉についてはある面で侵略という言葉を使っているものも多いです。伊藤博文については、初代の総理大臣としてということはすべて書かれております。私たちも委員がおっしゃるとおり、子どもたちには文部科学省の検定を通過して、そしてきちんとして認められた内容として使うということで各授業の中で扱っていると考えております。

内田委員

その中でね、扶桑社という出版社がありますよね。あれ、たしか平成13年の6月ぐらいに、市販本を扶桑社が出したんですよね。新しい日本の歴史みたいなね。それがね、あの当時でたしかベストセラーになって60万部ぐらい売れたんですよね。だけど、現実の問題としてね、扶桑社の新しい歴史の教科書が採択されている率というのは0.0039%ですよ。そうすると中学生が130万人ぐらいいますかね。これ、掛ければ出てきますよね。そのぐらいの子どもしかその教科書使っていないというので、これまた驚きでね、それで、じゃあ、扶桑社の内容で何か悪いところがあるのかというと、私はずっと読ませてもらったけども、さっき言った新しい教育基本法だとか新しい学習指導要領に、私はね、個人的には一番合致しているんじゃないかなと思うんですよね。書き方として。これだったら、自分たちの生まれ育ってきた国を愛していこうっていう子どもが育つなって、私は思ったのね。そういう書き方もしているし、歴史上の人物も多分一番たくさん登場させていると思うんですよ。必要な人物は漏れなく登場させている。しかも、さっきの聖徳太子の功績だとか、あるいは吉田松陰の功績だとか、そういうものもきちんと書いてありますよ。でも現実の問題としては0.0039%しか採択をされていないという、こういう現状ね。これも何かおかしい。日本っておもしろい国だなと私は思うんですね、個人的に。だから、そのところをやっぱり変えていくには、教科書の採択のありようみたいなものにメスを入れないと、これ、解決はできないと思うんですよ。

そこでね、この間、私がああいう質問をぶつけたんだけど、その中で

ね、教科書の多分採択の手順みたいなものがある、最初に、これ、名称はいろいろあるけども、調査委員会みたいなものがありますよね。それから、採択協議会とか、あるいは協議会じゃなくて別の名称使っているかもしれない。そして最後に市町村の教育委員会が会議をしてそれで決まりますよね。こういう段階を踏んでいると思うんだよね。その中で教育長はね、その採択のメンバーの中に親御さんがたしか入っているという、要するに保護者が入っているからってということも言われたんだけど、私はね、採択のそこに乗っかるまでに既にルールの上に別のものに乗っかっていて、会議に出てくるんじゃないかなと思うんだけど、そういうものは把握をしていますか。

堀之内義務教育課長 委員のおっしゃるとおり、採択の流れの中で、本県においては6採択地区があります。その6採択地区の委員等につきまして、保護者がすべての採択地区の委員の中には入っております。そのほかは各採択地区を構成する教育委員会の教育委員長さんや教育長等も含めての委員で構成されております。県の方では、文部科学省を通った検定本につきましては、すべての教科書について資料を作成します。ですから、その自由社がつくったもの、扶桑社がつくったものにつきましても、ほかの教科書と同じような基準で全部つくりまして、資料として採択地区におろしておりますので、特に県でどうこうという部分はないと考えております。

内田委員

私、ここにね、きょう傍聴に来ているメンバーの人たちから集めてもらった資料を持っているんだけど、これはね、採択協議会の議事録ですよ。これは情報開示の請求をすれば取れるんですよ。ただし、固有名詞だとかそういうところはみんな黒塗りをされているので、これ、私、ずっと6地区のものを読んでみたら、例えば甲府市、議事録の記述から見た決定の論理というところを読んでみますとね、理由が全く明示されないまま教育出版がよいと調査委員会の結論が、全く議論なしに承認。要するに、採択協議会は開いたけれども、中での議論は全くなし。それでもうオーケーと、こういう状況。これ、甲府市ですね。

それから、唯一、峡東地区はどうも調査委員会でこれがいいって出してきたものと別のものを採択にしたみたいなんです。最初から東京書籍に決められているようで議論の結果、東京書籍になったというので経過がないのでわからない。しかも、発言した委員の名前も伏せられている。9社から3社に絞って、最終的に1社になったんだけど、その過程では多分、教育長さんたちとほかのメンバーの人たちの齟齬が物すごくあったらしいですよ。だから、決められたものじゃないものが採用されたという、1つだけそれがあったんだけど、ほかは全部議論がないままに採択協議会というのは開催をされているんですよ。こういう状況も把握していますか。

堀之内義務教育課長 私たちの方につきましても、委員といたしますか、教育事務所もかかわっておりますので、そういった話は聞いております。ただ、採択地区の中の協議会、幾つかの市町村でつくっている採択協議会ですけど、その委員さんにも各教育委員会の委員さん等が入っておりますので、そこで決めた中身については、それなりの報告がなされているととらえております。教科書の適否とか採択の理由とか、そういったものについてはきちんと協議会の中で話されたものを各教育委員会に持っていかれて、そして提案されて話し合いがされていると。各協議会の権限と責任において厳正にやっていただいていると私たちの方は認識をしているところです。

内田委員

本会議の中でも私、教育長に言ったんだけど、たしか教科書の無償に関する法律が出されましたよね。その中の10条に、教科書の各市町村の採択についてはね、県の教育委員会は指導だとか助言だとかというのをしなさいって、たしかその質問、本会議でもしたんだけど、それは当然、教育基本法は改正されて新しい指導要領に基づいての採択なんだから、そういうことを踏まえての指導だとか助言だって思うんですよ。あるいは、援助だったかな、たしか3つぐらいの文言があげられているんだけど、県の教育委員会はそういうことをしなさいと。そういうことを言っているんだけど、具体的にどういうことを言っているんですかって、私は聞いたつもりなんだけど、さっき私が言ったような、歴史教科書の中を読んでみてね、例えば県の教育委員さんたちが全部の、全部といたって8社ぐらいでしょう。8社ぐらいの歴史の教科書を読んでみて、吉田松陰が明治維新の功績者として出ていなくて、安政の大獄で処刑されたという部分だけが強調されていて、これ、おかしいということはないんですか。私がもし教育委員だったら、これおかしいよって問題があるということ言うはずなんだけど、そういうことまでの助言とか指導っていうのはないということですね。

堀之内義務教育課長 教科書の方で県の方の指導という部分につきましては、1つは各採択協議会で選ぶに当たっての採択基準を示します。委員がおっしゃったように新しい教育基本法、それを受けての学校教育法、またそれを受けての学習指導要領、そこの趣旨については当然、そこに新たなものが入られた採択の基準を示しています。もう一つは、各採択地域で話し合いがしやすいようにということで、先ほど言いました歴史の教科書、国で採択したものについてすべての調査をした、そういう調査資料を私たちがつくって、それを各採択協議会に示すと。援助の1つとして資料を出すということを行っています。

内田委員

あのね、私に後でいいからね、資料としてね、実際に県の教育委員会が採択の基準、これ、視点って言ってもいいのかな、こういうものを示しているものを私にも出してください。

そして、私はもっと言うと、教科書の問題は昔からそうなんだけど、教科書を販売、納入する業者がありますよね。業者との癒着みたいなものが、実際は裏にあって、採択でどうこうするなんていう問題じゃなくて、そのところは、お金で決まっているのかなっていうこともずっと感じていたんですよ。なぜ私がそんなことを言うかということ、私は、県議会議員になる前に25年ぐらい学習塾をやっていたんです。だから学校の教科書がどうだっていうこともかなり知っていたんだけど、残念ながら、歴史とか公民を教えたことがないから、塾では数学とか英語ばかり教えていたから、そんなところまで気がつかなかったんですよ。

そういうことから言うと、何か業者みたいなものが絡んでいるから、この問題、非常に複雑なのかなとも思うんだけど、まあ、今回その問題はちょっとおいといてね。基準みたいなものがすごく明確というか、難しい基準じゃなくてわかりやすい、要するに日本の歴史だとか伝統を子どもたちが将来に向かって伝承していける、しかも、この国をね、歴史を勉強することによって、私たちは日本に生まれてきてよかった、お父さん、お母さんの子どもでよかった、そのご先祖の子どもでよかったということがはぐくまれるようなものでなければいけないと思います。それは当たり前だよ。そういうものを出しているのかどうかっていうことになる。そうすると、私は普通の

感覚で言うとね、採択される教科書って決まってくるような気がするんだけど、それがなされないというところがすごい不思議なんですよね。今の私の考えについて教えてください。

堀之内義務教育課長 委員のおっしゃるとおり、子どもたちにしっかりとした自国の理解とか、そういったものについて学ばせることは大事だと考えております。教科書の内容等々についてはいろいろなとらえ方があると思いますが、私たちは文部科学省の方の検定を通った教科書はすべて適切なものという中で、各地区が話し合いをして採択をしていると認識をしております。

内田委員

今まさに、尖閣列島の問題が、中国と台湾だとかも含めてこんなになっているんだけど、公民でいうと領土の問題についても、きのう我々は駅前でも演説会をやったんだけど、尖閣について領土問題はないというのが与野党全部一致しているんですよね。今の外務大臣もちゃんと明言している。前原さんが明言していますよね。もともと領土問題なんかないんだと。だけど、教科書の中で、日本の主権には一言も触れていなくて、尖閣諸島には領有の問題が台湾だとか、あるいは竹島も含めてですよ、韓国とか台湾とか中国との間で領有問題があるっていうことをわざわざ書いている教科書もあるのね。これもまたすごい不思議だなんて。教科書を編集している人、あるいはつくっている人、これ、みんな大学の先生なんだよね。何とか大学の教授とか。そういう人たちの思惑みたいなものが見え隠れするっていう。だって、それを中学校の子どもが読んだら、「今、問題になっている尖閣って、何だ、昔から台湾とか中国ともめていたんだ」と、そうとるのが当たり前でしょう。そういうことも含めて、やっぱり基準を出したり、あるいは指導することは物すごく重要なことだし、だって、ここをクリアしなければ、教科書の採択の問題なんて、このままずっと向こうまで突っ走っていっちゃうなと思うんですよ。

教育長、ここのところをね、私が本会議で言いたかったのはこの部分なんです。一番肝心の部分をこっちへおいておくと、日本ってえらいことになっちゃうよって。私はね、将来、沖縄を中国が取っちゃうと思ってるんですよ、このままいくと。南シナ海の問題を東シナ海へ今、持ち込んできているんですよ。中国のやり方ってそうですよ。何でもベトナムだとかフィリピンだとかね、漁船とトラブルを起こすわけですよ。そこへ中国の海軍が乗り込んで実効支配をしちゃう。そういうことを東の方で今やってきていると私は個人的には思っています。その答弁をいただいて終わりたいと思います。

松土教育長

教科書の問題につきましては、貴重な御指摘をいただいていると私は感じております。確かに領土等の問題についても教科書によって表記が微妙に異なっていることは承知しております。しかしながら、大前提として、地図帳ではしっかりと国境線というのは本当に引いてあるという大前提のもとでいろいろな表記がなされていると思います。

またもう一つ、歴史上の人物ということにつきましては、私が子どものときに伝記等で読み、自分の中に蓄積していたものと、今、科学的に史実として示されるものは大きいギャップが私自身あって、それ自身に私自身も調整するのに時間がかかるところがあるわけですが、教科書でございますので、史実ということがベースにあるだろうし、ただし、教育基本法が改正され、学習指導要領が変わり、例えば私ぐらいの年齢の者が子どものときは、ヤマトタケルノミコトにしる、大国主命にしる、少彦名命にしる、みんな普通に

知っていたこと。でも、それは史実に基づいていないからといって、だんだんとなくされかかっていたものが、また神話というくくりでしっかりと提示され、また、これを子どもたちにしっかりとした形で残されるようなスタイルになってきている。そういった部分もございますので、今回の教育基本法の改正及びそれと教科書とのかかわり、将来の教育に対する影響等について、また勉強させていただくよい機会だと思います。

(葦崎北西小学校の事件について)

白壁副委員長

まず初めに、今回、どなたかお話が出ると思って、私、質問するつもりはなかったんですけども、葦崎の小学校の例の脅迫問題、これが30日の新聞で、27日に行われたことに対して出ておりますけれども、新聞がいいか悪いかは別問題として、この辺の状況説明をお願いしたいと思います。

堀之内義務教育課長

葦崎北西小の事件ですけれども、非常に御心配をおかけしました。内容的には、9月27日の5校時の道徳の授業で、子どもたちにみんなで協力することの大切さという部分を教えるために作業をさせるということで、新聞の字を切り取って、そしてそこで作業をさせるということでやらせたとのことですが、まさにこれはいろいろなところで出ていますように、題材として使った例文というか、これをつくれと言ったものが本当に非常識なものであったということだと思います。「先生が悪の組織に確保された。返してほしければちびっこ広場までお金を持ってこい。1秒でもおくれたら命はないぞ」というもので、これは本当に不適切であることは言うに及ばないと思います。本人としてこれを使ったこと、年齢的にも40代後半の人物ですから非常に情けない部分も正直言ってあるんですけども、こういった指摘の中で、市教委も対応して謝罪をし、先日の金曜日には保護者会も開いて、親御さんたちにも謝罪をし、今後もきちんとやるということで、その会は終わったと聞いております。内容的にはそういったことで、極めて非常識なそういったものを使ったということについては、問題があると考えております。

白壁副委員長

今のお話を聞きますと、県の教育委員会は全然関係なく、葦崎市の教育委員会の責任であるから県には関係ないということでしょうか。

堀之内義務教育課長

当然、これにつきましては、教育事務所を通して県の方にも報告が来ております。葦崎市教育委員会と連絡を取り合う中で、教員、さらに監督をしている校長の指導ということについては、県からも市に要請はしているところです。

白壁副委員長

教育事務所を通しながら行っていることであって、県としての関係は指導をしましたということだけでよろしいわけですね。

堀之内義務教育課長

服務監督権につきましては、市町村教育委員会にありますので、県の方ではそういったものについて、教育事務所も県ですので、同一歩調で指示をしながら、そここのところに対応するというつもりで、市のことだからとか、そういうことではなく、やはり私たち県の持っている職員ですから、こういったことを起こしたことについては一緒に考えて対応していくという姿勢ではあります。

白壁副委員長

だんだん中へ入っていくんですけど、ですから、県としての責任はないと

いうことでいいんですね。それだけを聞きたいんです。あるかないか、それが聞きたいんです。

堀之内義務教育課長 服務監督権の部分については市町村教育委員会でありますので、内容的には市町村教育委員会が処分をするという内容だと把握しております。

白壁副委員長 服務監督権については市にあるから、県は関係ないということでお聞きしました。

先ほど、道徳について取りざたされておりましたが、今回の事件が道徳の時間に行われたということは、先ほどの尖閣の話もそうで、マッカーサーとともに占領軍が来て日本国家を崩壊させてしまうと。その根幹にあるのは教育だと。まず自虐的国家観の奨励をしている。その後、37年のテーゼもあったり、いろいろなことをしながら、だんだん日本という国が弱い方向、我々は今まで過去に悪いことをした、アジアにも頭を下げながら、謝罪をしながらやっていく。教科書を見ても、今までの偉人だとか伝記だとかということはすべて失われつつあり、私が今回、本会議の質問の中でも引用した吉田松陰は大悪人で、こういう人たちが日本の国をつくったから大東亜戦争も起こし、アジアに攻め込んだんだ。こんな国はもつてのほかだという教育をしながらきているから、現在のような道徳の教育になっているんです。

今回、予算の中でも道徳費を盛っておりますけど、道徳の教科書の中に「9月27日、午後3時、担任の身柄を悪の組織が確保した。返してほしければ7時、ちびっこ広場に8,000円を持ってこい。クラスの中で一番大きな男子に持たせること。1秒でもおくれると命はないと思え」と、こういうことをやりなさいと教えているんでしょうか。

堀之内義務教育課長 先ほど申し上げましたように、本当に不適切で、極めて軽率な例文だと思います。私たちも、新しい学習指導要領を待つまでもなく、子どもたちの心の教育としての道徳教育は非常に重視しております。県としても幾つかの事業をずっとしてきている中でのこういう事件で、非常に残念に思っているとか、ショックを感じているところです。

道徳の中身につきましては、教科書等はありません。副読本等を使いながら、先生方が独自の資料をつくりながらやっているものですから、先生方にお任せしている部分がありますが、学習指導要領の中では、道徳の指導内容として小学校1年生から中学3年生まで、こういう項目については年間抜いなさいということは示されております。ですから、多くの先生方はそれに従い、学校としての道徳の全体計画をつくり、それに基づいた年間指導計画をつくって指導している。これが一般的です。こういったことについては本当にまれなケースだと考えますが、出てきているという事実はありますので、そこについてはさらに指導をしていきたいと考えています。

白壁副委員長 年間の道徳の教育計画については県の指導が必要だと。こういうものにとって、これは文科省が組むんでしょうけど、ただ、服務規程による権利はないですね。だから、こういうことをしなさいと言っているけれども、この中の応用部分については関係ないということなんですね。で、その中でやったことに対しては、我々には関係ありませんよということですね。

時間ないようですから、午後、入りたいと思います。

(休 憩)

白壁副委員長　　ちょっと間があきまして。まあ、いろいろ先ほども考えてみたんですけども、まず最初に、道徳教育っていうのはどう考えているのかお伺いしたいと思うんですけど、その中で山梨県としての道徳教育、これはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

堀之内義務教育課長　道徳教育につきましては、学習指導要領の総則の2の部分で大きく取り上げられていまして、学校教育の中の教科指導と両輪をなす1つの子どもたちの心の教育という中でやっております。その中の道徳の時間というのが週1時間規定されているということです。

白壁副委員長　　道徳の中の心の教育というのはどういう意味なんでしょう。

堀之内義務教育課長　道徳教育につきましては、このような規定で動いております。人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来をひらく主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。これに基づいた取り組みをしております。

白壁副委員長　　道徳というと、すごい広義なお話ですけど、この道徳を教えているのは山梨県の教員であって、その教員を管理するのは山梨県であって、その中でこういう道徳はまずいよというところを具体的に示すのが市町村であるということですよ。管理すべき、いわゆる指導すべきというのは県じゃないんでしょうか。お聞きしたいと思います。

堀之内義務教育課長　先ほど私の説明の方で内容的に不備がありましたらお許しただくんですけども、人事面のことと教育指導の中身と分けて考えますと、教育指導の中身の基本的なものについての学習指導要領、それを私たちはきちんと使いながら、先生たちに取り組みをしていただく。今回の起こったこのことにつきましては、その中の指導の具体的な内容ということで対応をしています。教員がやる教育指導につきましては、これは校長の校務の1つとして教員の指導が入ります。ですから、教員が何を教えたか、どういうふうに教えているかという、その部分についての監督は校長がすべきことであります。ですから、まずは校長の管理の責任として1つとらえ、そしてその校長を管理する、教員も含めて管理するのが市町村教育委員会、もちろん私たち県教委も任命権者、採用者としてそれらに対してきちんと指導するということは当然のことです。

白壁副委員長　　細かい話で済みませんね。いわゆる学習指導要領があって、その中に道徳の考え方も出ているわけだよね。ということは、それと違った場合には、当然、県の指導が入らなきゃおかしいんじゃないでしょうか。そうではないんですか。

堀之内義務教育課長　委員のおっしゃる部分、よくわかります。中身についてと、今、話しましたが、これは校長先生の部分ですが、当然、内容的にふさわしくない場合

につきましては、今回、教育事務所等を通して、その対応についてはきちんと指導を市教育委員会で行っているという状況でございます。

白壁副委員長　　ですから、私が最初にお聞きしたのは、これは責任の所在はどうなんですかという話をしたんですね。そうしたら、ある一部分はこっちもあるけど、相当部分は市町村教育委員会だっていう御答弁をいただいたので、その辺をしっかりと明確にしておかないとならないんじゃないかなということでお聞きしているんです。

それで、今、指導と言われました。何か注意されたんですか。指導とは、どんな言葉で、どういうことに対して、だれに、いつ、どういうタイミングで言ったんでしょう。

堀之内義務教育課長　このことがはっきりしました時点で蕪崎市の教育委員会の方から事実の報告等がありました。それに基づきまして教育事務所等を通して教育委員会、学校長の方について、この中身についてきちんと調べて、そして内容を報告しろと。そして、その報告は教育長が直接来てありましたので、その場で教育長に対して校長、その職員、そして市としてもきちんとした対応をしてほしいということをお話しました。

白壁副委員長　　まず教育事務所に指示をした。教育事務所から……違う？

堀之内義務教育課長　まずはこの事実が出た時点で教育事務所から報告、市からの報告もありましたので、それを受けて、その後すぐ市の教育委員会の方から直接私たちの方に報告があり、また市の教育長もすぐ県の方へ参りましたので、そのときに指導をしております。

白壁副委員長　　ということは、蕪崎市の教育長に対して指導をしたということよろしいんですね。

堀之内義務教育課長　通して指導です。

白壁副委員長　　来られたんでしょう、教育長さんが。県の教育長が蕪崎市の教育長に対して指導したんですね。口頭で注意を教育長に対してしたということですね。

堀之内義務教育課長　直接話をしたのは私であります。教育長からその報告を受ける中で、今回の内容を把握し、そしてその内容について、教育長にお願いをすると同時に、教育長から校長、そして該当の教員の指導をしたという流れでやっておりました。

白壁副委員長　　そういうことですか。ということは、課長さんが受けて、指導して、その報告を教育長になさったということ。

堀之内義務教育課長　はい。

白壁副委員長　　この問題って、そんな軽い問題なんですかね。全国紙的な問題、全国のマスメディアがとらえるような相当重い問題じゃないんですか。先ほどの午前中からの話でもそうなんですけど、余りにも我々の範疇じゃないよ、これは市町村の教職員がこういうことをしたんだよ、一応報告を受けてこういうこ

とで言っておいたけどねっていうぐらいにしか私には感じないんですよ。まあ、きょう出なかったっていうのは、余りそんなに重くないんだろうかな。僕はこれ、大問題だと思うんですよ。

授業にですよ、もう1回思い出してください。授業中に、それも道德の時間に、先生が新聞を切り抜かせて「9月の27日、午後3時、担任の身柄を悪の組織を確保した」って、これを書けて言うんですよ。切り抜いて張れて言うんですよ。これは普通考えたら、「おい、教職員の先生方、なつてないぞ」っていう話になるんですね。教員の皆さんの直属の組織としてはどこの責任なんだという話ですよ。いや、我々ではありません、県ではありません。市町村です。ですから、そんな重いものじゃないから、私の判断で、教育長さんには私から報告させていただきました。新聞では、校長から個人に口頭注意をしましたって、これ、合っているかどうかわからないけど、これでいいんでしょうかって、私だけですかね。これはちょっと違うんじゃないんでしょうかね。どうですか。

堀之内義務教育課長 私の話のニュアンスがそういうふう伝わっていたら、本当に誠に申しわけないと思いますが、私たち自身も報告を受けて、先ほど話しましたように、軽率で、非常に問題であるということは痛感しておりますし、ネット等を通して全国にも流れて、課の方にもたくさんの電話がまいりました。事案としては非常に重大な問題だととらえております。蕪崎市の教育長もそういった面ですぐさま参りまして、処分等につきましては、新聞には書いてありますけれども、これについては蕪崎市ともまだ現時点では相談をしているところであります。

白壁副委員長 処分はこれからなんですよ。いつごろ処分が決定するんでしょう。

堀之内義務教育課長 まだ蕪崎市の方とも最終的な部分が出ておりませんが、先ほど話したように、金曜日に学校で保護者会をしまして、190人ぐらいいる保護者の中で120人ぐらい集まりまして、そこで学校から事情説明、謝罪等をする中で御父兄のご意見等も承って、それらをもとにしながら市の方でも考えていくということですので、いつということはまだお話しはできませんが、喫緊のうちに対応したいと思っております。

白壁副委員長 知事選のころには不祥事が重なるとよく言いますけど、ちょっと見ただけでも買春が何とか、先ほども謝罪の弁がありましたけど、授業を見たら一番重要な、日本がここまで落ち込んできたのは道德を教えなかった、道德の方向性におかしくなったって、こういう教育だからこうなったんですね。済みません、僕の持論なんで、すべての人がそう言っているわけじゃない。でも僕はそう思っている。その一番重要な道德の授業でこんなばかげたことをすること自体が、これも幾つも重なってる。こういうたるんでいる教員がいるから、山梨県の優秀な子どもたちが曲がった方向に行ってしまうんですよ。こういうものは徹底的に直さなきゃだめなんです。簡単なことじゃないと思うんですよ。対岸の火事でもない、我々の一番身近なところであって、皆さんと同業種の、同じ職員の方々の話なんですよ。特にその中で、教育委員会はその方々たちを指導する立場にある方々なんですよ。で、その中で課長さんはそのトップにいる。指導する立場の中の指導者としていらっしゃるわけですよ。そして最終的な責任をとるのは教育長さんなんですよ。教育委員長、常勤の教育長、こういうところへ行くわけなんです。

まあ、本当に全国的でもこういうね、話題になるような、恥ずかしい限りです。ぜひ最後、教育長さんの今後の対策、決意のほど、お聞きして終わりたいと思います。

松土教育長

大変なご迷惑をおかけする事案が発生したことを大変残念に思います。今までの手続き、今後の手続きは、課長の方から説明があったとおりでございます。これで処分云々という話でございますが、私はこのようにとらえておりまして、メディアの初期の取り扱い、また、保護者に説明があったときに、保護者の方からは擁護する意見がたくさん出たという報道がありましたが、それは幾らあったとしても、この1つの、1点を取ってみれば、日ごろ幾ら優秀な教師であれ、この1点は明らかに不適切なことであります。よって、これは大変不適切なことだと思います。

ただし、これが法令違反という問題と適切さを欠くという問題はまた若干次元の異なる問題でございまして、この今後の指導措置というところについては、その辺がかかわってくることと思います。ただ、白壁委員の方から御指摘の、道徳の時間にこのような不適切なことは、これは言い訳のしようもないところで、県は関係ないという立場ではございません。関係ない立場ではないので、先ほどの御質問に対して課長が答えているわけでございます。でなければ、コメントはありませんということになるわけですから、結局、報告が上がってきたときに、その事案をとらえて、再発が絶対起きないように、ほかの市町村でも同じようなことが起きないように目を配っているのが県の教育委員会の仕事でございまして。その辺に大いに配慮して御指摘をいただいたことを深く胸に刻んで指導体制を整えていきたいと思っております。

(新県立図書館について)

白壁副委員長

別題に行きます。実は今回、個人的に、秋田県の視察とあわせたものですが、岩手県を回ってきました。というのは、我々の委員会で岡山の県立図書館に調査で行ったものですから、その流れの中で岩手県へ行ってまいりました。

驚いたのは、岩手県は指定管理者という形で県立の図書館を運営しているんですね。指定管理者というのは、全国に県立がそんなにないと思ったんですが、つい最近、蕪崎市の図書館が指定管理者ということで、「ああ、今の時代、財政厳しく不如意な折、やっぱりこういう方向でやっていくところも相当ふえてるんだな」と感じているんですが、現状として、今、全国の県立、市町村、いわゆる公立の図書館がどのぐらいあって、どのぐらいが指定管理とされているかお聞きしたいと思います。

篠原新図書館建設室長

都道府県立図書館は47都道府県にございます。また、複数図書館を持っているところもございます。都道府県単位では指定管理者を導入しているのは、委員のお話に出てまいりました岩手県、それから岡山県、この2県でございます。都道府県立図書館は全国60館あるうちの2館が指定管理者を導入しております。

また、市町村立図書館の方でございまして、日本図書館協会の調査によれば、平成21年度末現在の調査対象が約2,500館ある中で、220館が指定管理者を導入しております。また、この市町村立図書館も複数市町村が設置している例がございます。自治体の数にすると119自治体、220館が指定管理者を導入しております。

白壁副委員長

図書館の建設については、横内知事の選挙のときの争点であって、私も地域の議員として知事の選挙に携わってきましたので、そのときの争点というのはよくわかっています。そのころの問題というのは、PFIの問題だとか、500人規模のホールの関係だとか、二百数十億円はもったいない、ほうっておけないというものだったんですね。今回、こういう形の中でつくるというのは、我々も与党としての責任の中で、これも了としたところもあるんですが、さて、運営についてですね、その当時のPFIというのは、これはもつてのほか。しかし、その後の運営についてどのようにお考えなのかお示しいただきたいと思います。

篠原新図書館建設室長　　ちょっと長くなりますが、新県立図書館のこれまでの議論、それをなぞってみたいと思います。

平成19年度に新県立図書館整備計画策定に当たって意見をお聞きするために設置されました、新県立図書館整備検討委員会というのがございました。この整備検討委員会が平成20年1月に知事にあてて報告書を提出しました。「新県立図書館整備に関する報告」という名称の文書でございます。この中で、新県立図書館においては運営の基本は直営とし、図書館の運営を決めていく業務など、主要な業務については県職員が担うものとする、このように整理されております。

この報告を踏まえ、新県立図書館に求められる役割とか機能、そういったものを果たしていくためにどういうサービスや運営が必要なのかという基本的な考え方を示した新県立図書館整備計画を平成20年9月に策定いたしました。この整備計画の中では、効率的な運営を図るため、建物や設備の保守管理等、定型的な施設管理業務に指定管理者の導入などの検討を行う。このように整理をさせていただきました。

全体的に考えますと、運営の基本は直営であります。施設管理業務にはアウトソーシングを検討しています。このようなことが基本的な考え方として私どもこれまで一貫して保持しております。

白壁副委員長

もう最初言われたことを忘れちゃったよ。何かよくわからないんだけど、よく理解できないよね。長過ぎて。結果は、さっき施設運営って言ったね、それについては直営とするっていうことでいいですね。ただし、管理については、何かもうちょっとやわらかくなるのかな。というようなとらえ方で今聞こえたんですけど、それでよろしいのでしょうか。ざくっとまとめて。

篠原新図書館建設室長　　図書館という施設の運営につきましては、基本は直営。ただし、施設管理、これを維持管理というような言い方をしますが、施設の管理、具体的に申し上げますと警備とか清掃とかといった施設を維持管理するために必要な管理業務につきましては、指定管理者の導入などを考えていくと、こういう趣旨でございます。

白壁副委員長

これ、山下実先生の最後のときの質問かな、その中にそれに類するようなことが書いてあったような気がするんですけど、そのときにはたしか運営面については指定管理者及び、もしくは、また、ちょっと正式には覚えていませんけど、NPO等も考慮するというか、こういう方法もあるよというような含みを残した知事の答弁があったような気がしたんですけど、その辺は御存じですか。

篠原新図書館建設室長 委員の御指摘の平成19年の2月議会におきまして、知事が答弁しております。記憶によりますと、PFIがそのやりとりのポイントになったかと理解しております。その中で、答弁の趣旨は、この運営につきましては基本は直営だけれども、施設管理には指定管理者制度やNPO法人の活用なども含めて検討してまいりたいと。

白壁副委員長 施設管理じゃない、運営って書いてある。

篠原新図書館建設室長 失礼いたしました。運営に当たっては、民間の知恵や力を生かすことが必要と考えている。このため、指定管理者やNPO法人の活用などを検討してまいりたいという答弁をしております。

ただし、その前に、新県立図書館の整備運営にはPFI方式は取らず、県が直接建設管理する方式にしたいと考えていると、このように答弁しています。

白壁副委員長 知事の答弁、それも本会議場の答弁ですから、相当重いものなんですけど、今、後から言われたのは上の方の段で、いわゆる建設だとか管理についてはそういう形でしませんよと、PFIにしませんよと。ただし、基本的なものとしてはそうなんだけど、運営については含みを持たせていますよということを行っているんですね。

これを受けて、今度はそれを諮問したわけなんですね。新県立図書館審議会ですか、そこへ諮問、協議をお願いしますとした結果、答申は知事の意に反して、PFIはしませんけど、すべてのものについては直営でやりますという形になったということでしたか。

篠原新図書館建設室長 19年2月議会でのこの件に対する知事の答弁の趣旨は、その後の新県立図書館整備検討委員会あるいは新県立図書館整備計画にその考え方が反映されていると考えております。したがって、運営の基本は直営であるという線は動いていないと、このように考えます。

白壁副委員長 いや、僕はですね、その答弁書を見る限りは、建設についてはPFIをしないよと。で、運営については指定管理者かNPOで行くというように僕は読んだんですけど、違うんですかね。

まあ、じゃあ、ちょっとそれはおいておきましょう。それで、先ほど岡山県は指定管理者という話がありました。その岡山県というのも、すべてを指定管理者にするのではなくて、警備だとか、入り口のトールゲートというカスルーするところの管理だとか、こういう部分を指定管理者として出していると。岩手県に行きましたら、岩手県は企業体を組んで、いろいろなものがあって図書館だけじゃありませんから、その企業体ごとで各分野ごとに指定管理をして、総的にまとめて指定管理として出しているということなんですね。この2種類があるんですね。このことは御存じでしょうか。

篠原新図書館建設室長 委員の御指摘のとおり、岡山県立図書館と岩手県立図書館は指定管理者という制度を導入しておりますが、岡山県立図書館につきましては、運営のところは直営でございまして、施設管理あるいは維持管理の部分に民間の6社からなるグループによる指定管理者を導入しております。

一方、岩手県立図書館につきましては、施設の維持管理、施設管理に限定しない運営の一部についても指定管理者に委ねるという方式をとっており

ます。

白壁副委員長　　ちょっと質問が長かったり、答弁が長いから、聞いている人も飽きてくると思うので、簡潔に行きたいと思えますけど、今、現状で山梨県立図書館の司書は、正職員と臨時だとかそういう関係は何人ぐらい、どんな比率でいるんでしょう。

篠原新図書館建設室長　　現時点で総員33名、うち23名が正規職員でございます。さらにそのうち17名が司書の資格を有する者でございます。

白壁副委員長　　臨時とかいないんですか。

篠原新図書館建設室長　　丁寧なお答えができませんで申しわけございません。33名のうち10名が正規職員ではございません。1名が臨時職員、9名が非常勤嘱託職員という構成だったと記憶しております。

白壁副委員長　　岡山県でも話をしたんですけれども、やっぱり問題点というのは、なぜ岡山県では警備だけこういう形で指定管理をして、ほかのものについてはできないのかと聞いてみたんです。そうしたら、やっぱり司書の問題等です。司書をどう持っていくのか、中級であって、専門職であって、これを変えていくにはどういう、この辺が一番厄介だという話だったんです。山梨県には決してそんな考え方はないですよ。

篠原新図書館建設室長　　これから北口へ新県立図書館を建設整備するに当たりまして、新県立図書館は県民の皆様のさまざまなニーズにこたえて、その活動を支援するとともに、地域の活性化とか産業の振興とか、そういうものに役立つ、知的・文化的な拠点でありたいと、このように考えています。

このような新県立図書館に求められている役割とか機能、これを効果的に果たしていくためには、司書の力というものが欠かせないと思っております。司書につきましては、図書館におけるいろいろなサービスを提供する担い手でございます。その担い手を資質の向上を含めてサービスのさらなる拡大に向けて強化していきたいと、このように考えております。

白壁副委員長　　質問していることとちょっと違う気がするんですけど、まあ、いいでしょう。司書の仕事とは何なんですか。

篠原新図書館建設室長　　法律的に申しますと、図書館法という法律がございます、図書館では、どういうサービスを提供するかというのが決められております。その図書館に専門職員として司書を置くようにという定めがございます。一般的に司書は公共図書館などで図書館資料の選択とか、それから受け入れ、分類、貸し出し、レファレンスという調査、あるいは相談に応じる、それから読書案内を行うなど、図書館サービス全般を支える専門的な職員、このように理解しております。

白壁副委員長　　簡潔にいきましょうね。司書の仕事はわかりました。図書館の仕事とは何なんですか。図書館ってどういうもの。図書館は何のためにつくるんですか。

篠原新図書館建設室長 図書館の仕事とはこれは一般的なお話ということで、図書館とは図書など必要な資料を収集し、整理し、保存し、利用者の利用に供して、県立の場合には県民の皆様の知的な、あるいは文化的な、教養的な、そういうものに資することを目的とする施設、このように考えております。

白壁副委員長 県都甲府があります。甲府市にもたしか市立図書館があると思います。図書館というのは、岡山県が同じように、岡山県立図書館、横では政令指定都市の岡山市立図書館、ここが争うように、競うように蔵書を繰り返す。岡山県は東京都に負けた、予算が2億数千万、3億切ったから負けたとか何とか。それに今度は横で争っているんですね。こういうもんじゃないと思うんですね。山梨県は山梨県なりの蔵書すべき、管理すべきものがあるって、1つの図書館ができる。そして、その図書館がサテライトになりながら、各市町村、もしくは公立、こういうところの図書館の業務を補完するようになる。こういうことだと思うんです。

1点、先に聞いておきましょう。今、図書館には古文書、公文書など公文書的なものは、どの程度のところから置かれているんでしょうか。

篠原新図書館建設室長 県立図書館の場合で説明をさせていただきます。県立図書館の場合には、県立博物館が整備されたときに古文書や行政資料についての整理をいたしております。そのときの整理の結果が平成13年6月に、博物館基本計画ということで公表されております。そこでは役割分担の結果、県立図書館は近現代の行政文書や図書資料を取り扱う、このようにされております。

白壁副委員長 急に終わったんでびっくりしちゃったんだけど、近現代っていうのはいつのことを言っているんでしょう。

篠原新図書館建設室長 明治維新からこちらが近現代という整理だと理解しています。

白壁副委員長 今後はもっと山梨県の重要な書物を保管する、だから県立の図書館がぜひ必要なんだと。僕はそういうふう感じていたのね。じゃなければ、甲府の市立の図書館と何ら変わらないじゃないかと思うわけなんです。この点いかがですか。

篠原新図書館建設室長 確かに全国的に見ますと、国指定の重要文化財になっている資料を図書館が収蔵している例もございますが、ここでは図書館の資料につきましては、山梨らしさ、そういうものを有する図書館として、これまで以上に今後とも収集、保存、県民の皆様への提供に努めていきたいと、このように考えております。

白壁副委員長 1つ例を言いますと、岡山では、あそこは交通のかなめになっていました。交通といっても自動車の歴史ですから、明治以降なんですね。こういうものを収集しながら管理しているということでありました。山梨県の場合には、明治以降となると、やはり学芸員も図書館の中にいるんでしょうね。司書の仕事というのは先ほど言われたもの。学芸員というのは、古いものを研究して、古いものっていうか、研究するのが学芸員でありますからね。だから、こういうものが大事なものとして、あそこにおさめられていて司書もいるし学芸員もいる。だから県立図書館というのは重要性があるんだなと。したがって、甲府市立とか、ほかの地域のところとは違うものがあるって、重要性が

あるということではないでしょうか。

篠原新図書館建設室長 現在の県立図書館には、学芸員はおりません。

甲府市立図書館を初めとする市町村立図書館との関係でございますが、都道府県立図書館と市町村立図書館の間には、おのずと役割の分担、その目指す役割、あるいは機能というのが異なっております。その中で市町村立図書館の活動を支援する立場が県立図書館の仕事の1つでもございます。そういう中で、お互いに同じことをやるということではなくて、役割分担の中において相互に連携しながら山梨県における図書館の活動、読書といったものをさらに培っていききたいと、このように考えております。

白壁副委員長

学芸員もいない、じゃあ、あんまり意味がないなということになるんですけど、まあ、しかし、これからの時代、特に活字離れしているの、これからの時代、こういうものが非常に重要なんです。ここに人々が集い、子どもたちも集まって勉強できるような環境が必要なんですね。なおかつ、その中でにぎわいの創出をするということなんです。で、もっとこれからお金がかかっていく施設になってくるんですね。直営でいきますし、PFIもないですし。

そこで、先ほどから言いました、いろいろな地域で問題になっています。できているところは創意工夫、知恵を働かせているところです。いいですか、皆さんが知恵を働かせていないという意味ではないですよ、創意工夫しながら、先々を考えながら、知恵を働かせている図書館、ここについては指定管理をしていると思ってください。少なくとも僕は思っています。そこには幾つかの問題点があります。その問題点は、ハードルの高さがいろいろあります。そのハードルの高さがいろいろありますけど、高いところを飛び越えているところもあります。司書が少ないからといって、低くて何とか話ができるとか、臨時がいるとか、こういうところがあるとかといって、楽なところもあるんです。でも、重いところもあります、将来のために。

で、先ほど言いました。その方々というのは中級であります。専門職であります。条例を変えましょうよ。とらえ方を変えてください。この方々が今の職として外に出れる、もしくはそれを専門から一般に変えられる何か考えましょうよ。知恵を働かせましょうよ。いろいろ考えることによって、とりあえず今のまま、知事が言われるような形でいきます。その山下先生の答弁は、その先々についての含みだと私は感じているんです。これは知事が言っていることです。ですから、そういうことも考えながら、ぜひ図書館運営に当たっていただきたいということでございます。この点についていかがですか。

篠原新図書館建設室長 新県立図書館の管理運営につきましては、新県立図書館整備検討委員会報告とか、それから、新県立図書館整備計画に示されております方向に沿って、今後引き続き検討を進めていくこととなりますが、白壁委員の御指摘も参考にさせていただきながら、将来的な展望、こういうものを踏まえる必要もございます。そういう中で、良質なサービスを長い間にわたって安定的に提供することができる、そういう体制、それをつくっていききたいと、このように考えています。

白壁副委員長

最後までめていただいたようなものなんですけど、そういう方向で考えるしかないと思うんですね。これから厳しい時代が来ますので、県としてはい

ろいろ知恵を働かせなければだめだと思うんです。

それともう1点、先ほどお願いをした、子どもの読書の教育ですね。この辺も念頭に入れながらぜひお願いしたいと思います。というのは、岡山の図書館を見たときに、すごく広いスペースであって、読書だけじゃない、子どもたちが集まって勉強できる、さまざまなことをやっていました。ぜひ山梨県もそんなことを考えていただきたいと思います。

最後、よろしいですか、教育長。まあ、さっき縮めてもらったみたいなものですけど、よろしくをお願いします。

松土教育長

室長の説明がございましたので、それを超えて申し上げることはしませんが、しかしながら、図書館というのは白壁委員が御指摘のとおり、県民のニーズというとらえ方が大変難しいのでありまして、私が子どものころから図書館をどういうふうに使ってきたか、これも1つのニーズでございます。白壁委員がどういうふうに使われてこられたか、それも1つのニーズと。いろいろなニーズのコンセンサスというのが1カ所に集中する難しいところがある。ただ、今の論議の中で私、1点だけつけ加えさせていただくとするならば、1つのでき上がった形が、それを決して究極の形とせず、常にその状況を見ながら改善する努力というのは、我々行政の方にもあってしかるべきだし、また、県全体としての体制として、それこそなくてはならない。そういうことを大切にして基本形としましては、整備計画委員会からの報告を踏まえて策定した整備計画、これをベースにスタートしたいと考えております。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第73号 山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例中改正の件

質疑

木村委員

改正の内容で「一定の要件を満たせば、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を園外で調理し搬入する方法により行うことができる」のその一定の要因というのはなんですか。

横森児童家庭課長

一定の要件といいますのは、5つほどございまして、衛生とか栄養等に関して業務上必要な注意を果たし得る体制が整備されて、かつ、調理業務を受託する者との間で適切な契約が締結されていることとか、それから、認定子ども園、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立について栄養指導を受けること。それから、衛生上、栄養管理上の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。それから、子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、個々の子どもの体質への配慮、必要な栄養素の量の給与等、子どもの食事の内容、回数、及び時機に適切に応じることができること。それから、子どもの心身の成長過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成し、それに基づき食事を提供することができるというような要件でございます。

これのほかに、園の方では必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないというところは以前と同じでございます。

す。よろしくお願ひいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第75号 平成22年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第22-7号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第19-17号 原爆症認定制度の抜本的改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-7号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第20-12号 介護保険制度の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(がん検診の受診率について)

仁ノ平委員

がん検診の受診率ということで伺いたいと思います。子宮頸がん予防ワクチンの該当年齢の児童生徒の接種率が約35%とのこと。私は、ワクチンを接種した児童生徒ほどさらに検診を受けることが大事なんだということを学んでほしいと思っています。というのは、もう何度も繰り返して申し上げていますが、ワクチンには限界があり100%効かない、20年しか効かない、30歳ぐらいまでの有効ということですのでね、ワクチンを打ったら安全だと思っていると、逆にがんが発生しているということもあるので、ワクチンの接種とともに検診を受けることの大切さは繰り返し言っても間違いはないと思っています。

ただ、今回はこの質問では子宮頸がん検診の受診ということだけでなく、がん検診すべてに話を広げて伺ってみたいと思っていますが、いろいろながんがあると思うんですけれども、本県の受診率はどんな状況ですかね。

大澤健康増進課長

本県のがん検診の受診率についてお答え申し上げます。平成20年度に市町村が実施したがん検診の受診率は肺がんが39.4%、胃がんが18.2%、大腸がんが27.2%、乳がんが31.3%、子宮頸がんが28.0%ということで、おおむね20%から30%の範囲となっております。

仁ノ平委員

まあ、ざっとそんな数字なんですけど、目標数値はないんですか。

大澤健康増進課長

本県のがん対策推進計画によりますと、平成24年度にがん検診の受診率を50%を超えることを目標としています。

仁ノ平委員

すべてのというか、ここに挙げた5つのがん検診すべてで50%を超えるのが2年後の目標だということなんですけど、そのために何をしていますか。

大澤健康増進課長

がん検診受診の促進につきましては、普及啓発全般をしているところでございます。がんは早期に発見いたしますと、治療効果も高いということでもありますので、早期のがんで見つけることが大事であり、県民の方々にがん検診の重要性をわかっていただくというように普及啓発に努めているところでございます。また、実施主体の市町村と連携いたしまして、この検診を受ける方が受診しやすい環境づくりに努めているとともに、また、企業とも連携をいたしまして、各種普及啓発等を進めているという状況でございます。

仁ノ平委員

そのような努力をされているということですが、ちょっと話を戻して先ほどの数字ですが、これは直近の数字かと思うんですけどね、このような努力の結果、もう少しスパンを長くしてみると5年なり二、三年切り取った場合、向上してきているんですかね。受診率の変化ということで、もう一度こだわって伺わせてください。

大澤健康増進課長

平成17年度の胃がんが20.7%から、先ほど申し上げました数字ですと18.2%、肺がんですと17年度が40.2%から20年度39.4%、平成17年度の大腸がんが25.2%から20年度の27.2%、子宮頸がんにつきましては、22.9%から28.0%、乳がんにつきましては28.8%から31.3%ということで、おおむね上昇していますが、横ばいから上昇と、

がんによって傾向がまちまちであると言えます。

仁ノ平委員

残念だけれども、現実には減っているものもあるし、微増というような表現がいいのかなというほどの数字で、24年度の50%を超えるというのは、今のままでは大変厳しいなというのが、数字を聞いての実感なんですけど、その辺いかがですか。

大澤健康増進課長

急激にはなかなか伸ばすというのが難しいというところで、地道に取り組んで、がん検診の大切さを県民の皆様方に理解していただきまして、受診率を上げてまいりたいと思っております。そのためには、行政だけではなくて、健康に関するみずからの課題ということで、県民みずから意識を高めていただくとともに、先ほど申し上げました市町村ですとか関係機関との連携、また、企業におきましては労働者の健康管理や健康増進対策ということでがん検診に取り組んでおられるところもありますので、そういった企業との連携、いろいろなところとの連携を深めながら推進してまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

御答弁の中で市町村というお言葉が何度か出てきたんですが、私もずっと不勉強であったのですが、つい最近、「仁ノ平さん、こういうことを知っている？」と、あるお医者さんに資料を見せられました。その資料を見て、私は、ああ、不勉強であったなと反省したんですが、県全体での受診率、先ほど課長がおっしゃった数字も、山梨県全体の受診率、大腸がんでこう、子宮頸がんでこうっておっしゃってくださいましたよね。そのお医者さんが私に見せてくださったペーパーで、市町村ごとの受診率っていうのを見せられたときにびっくりしまして、ああ、これまで私は全くそのことに気づかなかったなと。あるがんについて、何とか村は70%、80%に達している。片や、大体甲府市が低迷しているんですが、ひどいものになると5%だ、6%だという、市町村のばらつきということでびっくりしたんですけどね。

もちろん県は把握していらっしゃるかと思うんですが、改めて、それを把握しているのか、そして、手立てを私は打つべきだと思うんですけどもね、それががん検診のアップに大変有効だと思うんですけども、把握しているのかから始まって、市町村の検診率のまず現状からですね、ちょっとそのところ、教えてください。

大澤健康増進課長

委員御指摘のとおり、市町村別の、市町村が実施したがん検診の受診率を把握しておりまして、高いところでは50%を超えるような市町村もあるのに対しまして、10%台というように低迷しているところもあるということで、市町村によって、がんの種類によってばらつきがあるような状況でございます。

全体的な底上げを図るために、去る9月27日にも市町村の方に集まっていたいただきまして、どういった取り組みが効果的なのか意見交換をしたところでもあります。例えば、土曜、日曜、休日におきます検診回数をふやすとか、あるいは、特に若い子育て世代の方ががん検診を受けやすいように託児サービスを行うといったような取り組みも出ておりますし、また、がん検診の受診対象者に個別にはがきでの通知をすとか、個別の受診勧奨などが有効であるというような意見もございます。各市町村におきましては、がん検診の受診率の向上について熱心に取り組んでおられます。こういった他の市町村の取り組みを参考にしながら、全体的な底上げを図っていきたく思っております。

りますし、県といたしましてもそれを支援してまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

私が見せられたその資料だと、全部がそうじゃないんだけど、概して人口の少ない市町村では受診率が高いんですね。甲府市とか甲斐市とかでうんと低くて、10%未満のものもある。ぜひハッパをかけて、人だと思うんですね。普及啓発するとか、市町村の担当者の熱意とか、工夫にかかってくるかと思うんですけどね。

そして、県全体の平均値になった場合、人口の多いところで受診率が低いから、当然、県全体の数字も低くなるということになりますので、ぜひそこが1つの受診率アップのポイントだと思います。よろしくをお願いします。

私にそれを訴えたのは、甲府のお医者さんですけどね、甲府の場合、ひどくなってから来られるから、自分たちが治せないんだと。あるいは予後の悪さが目立って、何だ、甲府の医者はだめじゃないかということになるんだと。ぜひ県の都市部での受診率アップに力を注いでほしいというお話でした。

ここまでにします。ありがとうございます。

(多剤耐性菌について)

望月委員

1点お伺いしますけれども、最近、テレビ、新聞等でも、外国からの新しい病原菌の発生ということで、過日、栃木県の獨協医大の方で、インドから帰られた方に発生したというわけですが、この病名はNDM1の遺伝子を持って、発生源がインド、パキスタンで発生するというので、特にほとんどの抗生物質が効かないということ。今のところ特效薬がないという話で、その後、東京都内の帝京大学医学部、それから東京都の健康長寿センターですか、そこの2カ所でもこの患者が発生したということで、これから国内に、そうした海外から帰国した方、あと旅行者の方から、特にインド、東南アジアに行った方からそういう病気が出てくるんじゃないかというような状況で、危惧されるところでございますが、こういう抗生物質が効かない、特效薬がないという状況で、厚労省の方から山梨県に限らず、県の方へ何かそうした指示が来ているのでしょうか。この病原菌に対しての。

大澤健康増進課長

委員御指摘のとおり、最近、インドやパキスタンでNDM1という、抗生物質を分解する酵素を産生する大腸菌、肺炎桿菌が増加しているという報告があり、我が国でも見つかったということでございます。また、こういった多剤耐性菌に対していろいろな抗生物質が効かない事例が発生した際には、国立の感染症研究所などに相談して精密な検査をするようにという通知が来ておりますので、周知を図っておるところでございます。

望月委員

これから恐らく山梨県あたりにも心配されるような状況が出ると思うんですけども、こうしたアシネトバクターというんですか、今言ったような多剤耐性菌というんですか、これらが都内で発生した状況を見ると、半分近くの方が亡くなっているというんですけど、もし山梨県で発生したときに、厚労省の方では、県内の病院でも中央病院とかいろいろありますけど、どこあたりを拠点にしていくのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

吉原医務課長

院内感染があった場合、どんな対応をするかということですが、今、対策について、まず病院の方では、各病院が感染対策のための委員会とかを設け、病院の指針あるいは感染対策マニュアルをつくっておきまして、感染が起き

たときにはどういうふうにするかというのはあらかじめ備えをしております。また、毎月、感染対策のための委員会を開催していただくことになっておりますので、今回のような情報については、各病院の方で情報を共有して、もし自分たちの病院に入った場合にはどんな対応をするかというのは、事前に対応を検討していただいていると考えています。

もし起こったらどうするかということですが、院内感染の場合ですが、本県におきましても感染対策マニュアルをつくっております、基本的には今言った感染症の中でも非常に重大なものについては厚労省の方に報告する義務があります。委員が今おっしゃったアシネトバクターについては、これまで報告義務はなかったわけですが、本県におきましては私どもの方から各病院の方へ通知を出させていただいて、そういった心配がある場合は速やかに各保健所の方へ連絡をとっていただくようなことでお願いしています。

起こった場合ですが、基本的にはまず保健所に連絡をしていただきます。そこで、保健所から私ども医務課、あるいは健康増進課の方に連絡をしていただきますので、私どもの方で国へ報告する流れになっております。各保健所においては報告をいただいたところで、各病院の方へ現地調査に入りまして、発生の状況ですとか、そういったものを一応把握をするということで、改善すべき必要があるものについては指示をさせていただくというのが流れになっております。基本的にどの病院が核となるということではなくて、それぞれの病院に起きたときには県の保健所へ報告していただく。それから、本課へ報告していただいて国へ報告するというような流れの中で、それぞれのところで適切な指示を出していくということになると思います。

感染が継続した場合、当然、そこにいらっしゃる患者さんたちもほかに転院していただかなきゃならないというようなところも出てくると思いますので、そういったときには医務課でどこの病院に行っていただくかというようなところの調整はさせていただくというような仕組みで対応することになっていきます。

望月委員

今聞きますと、マニュアルも、会議も定期的に行っているということでございますが、この病気に対する市町村への周知徹底というか、そういう県民への周知徹底、これは県でどのように対応しているのかちょっとお聞きしたいんですが。また、これからどのような対応をしていくのか。

大澤健康増進課長

国からもこの病気の特徴ですとか、いろいろな情報が出ていますが、おおむねこの多剤耐性菌というのは通常、健康な方ですと体の中に入ったり、あるいは皮膚や粘膜の表面についたただけですぐに病気になるわけではないということでもあります。一方で体の抵抗力が落ちておられるような方については、このような多剤耐性菌の感染症等にかかり、抗生物質が効かなくなり、治療が難しくなるような情報もありますので、きちんとした正しい知識と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

望月委員

先ほど、拠点になる病院はどこと決めなくて、各公立病院で対応ができるということですが、これは県内の公立病院であれば、大体その病原菌についての対応は今のところとれるんですか。

吉原医務課長

公立病院に限らず、民間の病院も含めて、今、60病院がございますが、すべての病院に、今回のことも含めて、その都度厚労省からの通知も流させていただいて、県として、そういった疑い事例が発生した場合には、管内

の保健所の方に尽力をしていただくということで、その辺の徹底はさせていただいているつもりです。毎年、医務課では各病院に一度、立入検査で全般的な病院の状況を見させていただいているのですが、そのとき特に感染症対策については重点的に見させていただいて、きちんとした対応ができていなければ、指導させていただいているということです。基本的には、要するに規模にもよりますが、病院の中でまず隔離をすとか、手を洗ったりということで、広がらないという対策をとっていただいて、その中で終息すれば一つ一つの病院の中で完結できるわけですが、先ほどちょっとお話ししたように、規模が大きくなって継続していくということになりますと、その一病院の中だけでは対応できないということになりますので、私どもの方で伺ったり、国の方で応援する場合も出てきますが、お願いをして、他の病院の協力も得ながら対応していくということになると思います。

望月委員

先ほどから申ししているんですけど、この特効薬がまだ現在では出ていないということで、また、そういうものが薬剤関係の薬メーカーでもまだできないけれども、外国でもそんなような状況なんですけれども、そこらの特効薬の状況はまだ新しいニュースは入っていないですか。

山本衛生薬務課長

今のところ私どもの方には情報は入っておりません。

(特別養護施設について)

白壁副委員長

特養の関係でちょっとお聞きしたいんですけど、というのは、私が住んでいる富士河口湖町も22年、小規模型の施設を建設するという方向で今進んでいるようであります。この間の代表質問の中にもございましたが、現状でいわゆる待機者っていうんですか、入居待ち、待機者という方々がふえている。これからますますふえる方向にあるのに、施設が足りない。国の方では居宅在宅型に持っていかうとする、県もそうなんですけど、そういう考え方の中で、それと地域に密着させるということで小規模に持っていった。しかしながら、燃料の高騰、また、建設費の高騰等によってなかなか運営がはかばかしくない。よって、地域としても、さて建設しようとしても、やり手がない。運営者がいない。だからつくれなかった。このところ、少し建設費も下がってきたりしながら、そんなこと言っているわけにいかない、本当に待機者が相当ふえてきたということで、これからも相当数出てくるような状況であると踏んでいます。

その中で、ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですが、この特養とか、地域密着型、小規模多機能型、認知症対応型、さまざまあるわけなんですけど、この辺の建設というか、それを設置するための流れ、プロセス的なものというのはどういうところから来ているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

桐原長寿社会課長

特養を初めといたしまして、介護保険関連の施設の整備をどういうふうに進める仕組みになっているかという御質問であると思いますが、介護保険の中では市町村が保険者ということで、介護保険の責任者ということでございます。3年ごとに介護保険事業計画というのをつくりまして、その中で施設、在宅を含めましたサービスの水準の予測をするという仕組みとなっております。特養等の施設につきましては、その計画の中で向こう3年間の必要数を定めまして、その必要な、定めました整備数の中で、次の3年間で整備を進めていくという仕組みでございます。

- 白壁副委員長 3年間ということは、前回の介護保険計画、第4期というのが21、22、23でしたかね、この3年間ということでもありますけど、その中で市町村の計画に上乘せをとすることはできないわけなんですね。29人以下ということで調査した結果がそういう形ですからできないということかな。まあ、そういう考え方でよろしいのでしょうか。
- 桐原長寿社会課長 今申し上げたように、責任が市町村の方にございまして、市町村の責任で計画をつくっていただくと。計画の整備数について県が独自に、市町村の意向とは別に上乘せができないかという御質問だと思いますけれども、先ほど申しましたように、保険料の算定の基礎という大事な役割がございまして、そういう意味からも県の方で市町村と協議なしに上乘せするということができない仕組みとなっております。
- 白壁副委員長 ちょっとこの間の代表質問の答弁を思い出していたんですけど、たしか、広域的な特養的なものとか、地域をまたいだ、いわゆる29人の小規模型でないものについて、これから県として補助を出しながらやっていこうというように私は答弁で聞こえたんですけども、それをやるためには市町村の意向、もしくはその調査の方向、こういうものが大事だということでしょうか。
- 桐原長寿社会課長 今、3年間の施設の整備数について市町村の計画でというお話を申し上げましたけれども、整備の手法につきましても、基本的には市町村の方で決めるということでもあります。例えば、今の計画ですと、市町村は29人以下の施設を計画して、必要数として29人以下を計画に盛ってございますので、29人以下ですと地域密着型ということになりますので、市町村の計画の中に市町村の責任でできる、そういうものを位置づけますよということになってございまして、数とともに整備のやり方といいますか、手法といいますか、その基本につきましても市町村の方で基本的には計画に定めていただくというのが基本でございます。
- 白壁副委員長 その辺がわからないんですけども、小規模29人以下というものは、国からそのまま市町村に入ってくる補助なんですね。今までの、先ほど言った広域型というのは、昔の県の仕事ですから、この間の代表質問は50人、60人の施設をこれからつくっていくべきだという質問だったんですね。それに御答弁いただいたのが、これから広域の方にしていくと。ということは50人、60人というものをつくっていこうということなんだね。その当時の一床当たりの、たしか400万弱ぐらいのお金を県で出してくる、いわゆる県の補助ということ。これを決定ということはどうするかを選ぶ、その選択をするのがいわゆる市町村ということではよろしいのでしょうか。
- 桐原長寿社会課長 今の委員の御質問でございます。例えば50床の特養を市町村が作りたと言ってきた場合に、手法としますと、例えばですけども、25のものを2つつくるという選択肢もあると思いますし、その範囲であれば、いわゆる市町村の権限の中で、県や近隣の市町村とも別に調整することもなく、その計画どおり進めることができます。もし万が一、50という必要数を定め、それを50の施設1個でつくるという話でありますと、30人以上の施設につきましても、ちょっと細かくなりますが、その市町村だけではなくて、近隣の市町村からも入れるものですから、その施設の利用ができるものですか

ら、当然、例えば50つくっても現実には隣のところの方が多かったりするようなことも、開設してみないとわかりませんが、そういうことも考えられる。したがって、計画の段階で近隣の市町村との圏域調整というのにも必要でございまして、その仕事を県の方でやるということでございます。

したがって、50のものが出たときに、市町村がそれを広域型で整備したいという意向であれば、周りの市町村との調整とか、結果として事業の主体になる県との調整をしていただくという手続きがあるということでございます。

白壁副委員長 ということは、市町村は近隣の市町村との調整を県にお願いをしながらするのも大変だし、厚労省のとらえ方も福祉費が毎年1兆円もふえるから、だから居宅在宅にする方向性が示されているから、だから29人の施設にしたということですか。

桐原長寿社会課長 具体的に、今、委員からお話ございましたように、21年度から23年度まで4期という今の計画でございます。その中では、具体的に市町村の今の計画というのは、一市町村で最大でも29という計画になっております。ということで、今までなぜ広域型の整備を具体的にしていないかという御質問だととらえますと、市町村の必要数の中で、そもそも県の方に御相談いただくような数になっていないということも大きな要因じゃないかと思っております。

白壁副委員長 ということは、29人に満たないということですか。

桐原長寿社会課長 今の現在の計画は、特別養護老人ホームに関して言えば、すべて29人以下となっております。

白壁副委員長 その29人以下でまとめていくと、今現状で千百数十名の中で800ぐらいで300人規模で待機者のいると。これから毎日、毎月、毎年、どんどんこれからふえていくわけですね。これ、計算できるわけですからね。ただし、健康長寿やまなしですから、それはそれでほかのところより減ってくるかもしれないけれども、それにしてもある程度計算ができる。ということになってくると、現状では、これからはいわゆる広域型、29人以下のものの広域として大型なもので、県が直接中に盛り込むとどうか、補助を1床当たり出していきながらする施設が、これからはもう一度復活して必要になってくるということによろしいんでしょうか。

桐原長寿社会課長 現在も特養の申込者で、しかも在宅で介護度の重い方もふえている実情にございますし、特に今後、そのような方々が増加するという予測がされる中で、市町村におきましては今現在の計画では、先ほど来申し上げているように29人というところで整備数を区切ってございますけれども、今後、第5期の中で、例えば50とか100とかという数を市町村で計画に計上していただく、あるいはそのようなことをお考えすることが出てくるんじゃないかと思っております。

その際に、今のままの地域密着型だけで整備を進めるということについては、例えば200を3年間の中で整備を済ますということもなかなか大変なこともあると思いますので、あくまで先ほど言ったように市町村の要望というのが第一でございますけれども、その中で市町村からの要望で広域型の

整備をという話も今後上がってくる可能性が大きいんじゃないかと。そういうものについては広域あたりの対応も考えていきたいということでございます。

白壁副委員長

地域ニーズとしては極めて喜ばしいことでありますし、小規模といってもなかなか市町村では財政事情によってできないというところも相当あるんですね。でも、今回、相当数のところが23年までの第4期で計画されているということは極めて喜ばしいことですし、広域としてのこういう形も実にすばらしい。だから、これからどういう方向に行くのかなって考えていったときには、また厚労省との関係もあるでしょうけど、私は、これは1つ喜ばしいこと、この方向性を示されたことは山梨県としては画期的なことだと思うんですね。今までやらなかったんですから。休んでいたというか、途中で財政的にも厳しいから県の補助切っていたんですから、これをやるということになったということはすごいことだと思うんです。これを言われたのはすばらしいことだと思う。

ただ、今後について、これからどんどん山梨県が財政で厳しい中でできるかどうかというところもまた難しいし、国がまだまだ29人以下の小規模型をやっていくかというところもわからない。ですから、私、実は高齢者専用型賃貸住宅を45床やっています。これ、今、18.2平米ぐらいかな。で、45床、今やってるんですけど、こういう民の力をかりるということも重要じゃないかなと。ただ、介護保険法が変わりましたから、きょうの幼稚園の話じゃないですけど、こういうものがいっぱい出てきましたら、介護部門も配食サービスも外注できる。この辺は民でも建設費も決まりきった国の枠から超えて、一括交付金じゃありませんけど、その枠外のところでやりますと安くできます。こういうところがいっぱい出てくると思うんですよ。ただし、GDPが下がって、年収が下がっていくような時代で、なかなか息子さんとか娘さんが親御さんのために月々10万円の金出すのは大変なんですね。

そこで、今いろいろな制度がございます。その制度は、多分御存じだと思いますけど、例えば社協を使いながら、リバースモーゲージ制度なんていうのがあるんです。おわかりだと思うんですけどね。今、山梨県でリバースモーゲージって何件ぐらい動いているかわかりますか。

桐原長寿社会課長

今、委員の御質問のとおり、リバースモーゲージという制度は2003年ぐらいでございましたか、厚生労働省が方針をつくりまして、都道府県の社協が事務の窓口、担い手というか、ということで始まったと思います。私が承知している限りでは数年前に県内の利用が1件とお聞きしてございます。社協がやりますその制度は、1つは現在の所得が少なく、かつ、資産を持っている方という利用条件ということも数の少なさの1つかもかもしれません。そんな状況でございます。

白壁副委員長

山梨県は持ち家率が全国でも極めて高いんですね。ということは、資産は持っている。まあ、負債がどうなのかわかりませんが、負債も出ていたね。出ていたけど、そんなに高くなく、まあ、資産もある。ですから、その資産をうまく使いながら、そこを社協のルートにより、金融機関が担保して、担保したお金で月々の生活費を出して行って、最後にそれを今度は売却する条件で、その売却は息子さんとか、一次系統に全部行くような。ここでだめなときには競売まで行くんですけど、これ、金融機関としては極め

て厄介な、難しい、通常と違う形のものなんですね。ですから、山梨県の金融機関も乗らないと思うんですよ。もちろん社協がやらなきゃならないことなんですけど、こういうものをうまく使っていくと。

これだけ持ち家が多く、また年収がだんだん下がっていき、さらに高齢化率がどんどん上がって行く時代。それで施設はそこそこ整備される。こうなっていくときには、こういう仕組み、制度的なものも県の推奨というわけにはいきませんが、これもよく知恵を働かせながら考えていただきたいと思えますね。

いろいろ言いましたけど、極めて今回のこの踏み込みは僕はすばらしいことだと思って感謝したいところなんです。最後、部長のお言葉をいただきたいと。

古屋福祉保健部長 本会議で知事が御答弁を申し上げたかったところを簡単に申し上げますと、次の第5次の計画をにらんだときに、高齢人口等が当然ふえてきます。いわゆる自然増分、これがざっと600ぐらいあります。それから、現在の待機者のうち介護度4、5、在宅4、5の方が約1,200人出るだろうと。そうすると1,800ですね。で、これを在宅ですとか、いろいろな形での対応というのがあるんですが、それを施設の入所ということでカバーしようということも視野に入れるのであれば、当然、市町村もいろいろ真剣に考えていただけるんでしょうねと。うちのところじゃもっとふやしたいというお話になれば、それが例えば広域型であれば県も汗をかくというふうに考えております。

したがいまして、必要整備量というものをまずしっかり把握をして、その上で各市町村が、うちではこれだけ整備するんだと。それが29人以下の地域密着型ではちょっとやりきれないと。広域型を何とか県にお願いしたいということで、近隣町村と調整をする。その裏には当然、委員方御承知のとおり、介護保険料という保険料負担というものがございます。そこを首長さん方は大変心配もされると。それは当然のことだと思えますが、そのいわゆる受益と負担との関係も乗り越えて、各市町村が積極的な取り組みをいただければと思っていますし、そういった姿勢の市町村につきましては、私どもも十分相談に乗るつもりでおりますから、県も汗をかいていきたいと考えております。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を平成22年11月20日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・平成22年8月24日から26日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 山下 政樹